

第一百八回国 参議院 法務委員会 會議録 第八号

平成二十四年六月十九日(火曜日)

午前十時十五分開会

委員の異動

六月十四日 江田 五月君 補欠選任 岡崎トミ子君

六月十五日 岡崎トミ子君 補欠選任 江田 五月君

六月十九日 榎内 文城君 補欠選任 上野ひろし君

出席者は左のとおり。 委員長 西田 実仁君 理事 小川 敏夫君 中村 哲治君 森 まさこ君 榎内 文城君

委員

有田 芳生君 江田 五月君 田城 郁君 田中 直紀君 谷 博之君 松野 信夫君 松下 新平君 丸山 和也君 溝手 顕正君 山崎 正昭君 魚住裕一郎君 上野ひろし君 井上 哲士君

衆議院議員

修正案提出者 辻 惠君

國務大臣 法務 大臣 滝 実君

副大臣 法務 副大臣 谷 博之君

大臣政務官 法務 大臣政務官 松野 信夫君

最高裁判所長官代理者 最高裁判所事務 植村 稔君

最高裁判所事務 最高裁判所事務 豊澤 佳弘君

総局家庭局長 総局家庭局長 田村 公伸君

常任委員会専門 員 稲田 伸夫君

政府参考人 法務省刑事局長 稲田 伸夫君

本日の會議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件 ○法務及び司法行政等に関する調査 (檢察改革に関する件)

(東日本大震災被災地への法テラス出張所の設置に関する件) (法務局出張所の統廃合に関する件) (法務大臣の指揮権発動に関する件) (民法改正に関する件) (死刑制度に関する件) (裁判員裁判の見直しに関する件) (法曹養成制度に関する件) (司法権の範囲と家庭裁判所の後見的役割に関する件)

(全面的国選付添人制度に関する件) ○裁判所法の一部を改正する法律案(第七十九回国会内閣提出、第八十回国会衆議院送付)

○委員長(西田実仁君) ただいまから法務委員会を開会いたします。 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。 法務及び司法行政等に関する調査のため、本日の委員会に法務省刑事局長稲田伸夫君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕 ○委員長(西田実仁君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(西田実仁君) 法務及び司法行政等に関する調査を議題とし、質疑を行います。 質疑のある方は順次御発言願います。

○小川敏夫君 滝法務大臣の挨拶、先般いただきまして、一番最初にこの檢察改革ということをお述べられておられますが、その取組に大いに期待しております。 質疑のある方は順次御発言願います。

○政府参考人(稲田伸夫君) お答え申し上げます。 いろいろな原因があると思えますけれども、一番大きなきっかけになりましたのは、一昨年の秋に発覚いたしました大阪地検特捜部におきますいわゆる証拠改ざん事件、及びそれにかかりました当時の大阪地検特捜部長らによる犯人隠避事件というのが発覚いたしました。その中で、当時の大阪地検あるいは檢察における捜査の在り方ある

いは事象が発生したときにおける対応の仕方等につきまして、檢察の在り方についていろいろと疑念あるいは国民の中から不信というようなことが生まれたということが大きなきっかけであったというふうに思っております。

もちろん、いろいろとそのほかにも反省すべきことは多々あるかと思いますが、元々の大きなきっかけはそういうところであったものというふうに思っております。

○小川敏夫君 今の御説明そのものは間違っておりませんが、いわゆる郵便不正事件のフロッピーディスクの改ざんということがもちろん一番大きなことだと思えますが、それだけじゃないという指摘もありました。

それで、いわゆる田代政弘検事が作成した捜査報告書、これが事実でない記載があるということが裁判所の証拠決定の中で指摘された。これも国民から檢察に対する不信を抱く大きな原因の一つとなっていると思っておりますが、その認識はいかがですか。

○政府参考人(稲田伸夫君) ただいま御指摘がありました問題は、いわゆる陸山会事件に関係いたしました。田代検事が作成した報告書の中に事実と異なる部分がある、あるいはそれに伴いまして田代検事が作成した供述調書等について証拠として採用されなかったということが昨年来ございました。そのことが檢察の捜査あるいは特別捜査部における捜査の在り方についていろいろと問題があるという御指摘を受けるきっかけになったということについては十分認識しているところでございます。

○小川敏夫君 いろいろと問題があるという認識はありますが、いろいろと問題があるというのとはどういう問題だと法務省は認識しているんですか。

○政府参考人(稲田伸夫君) 裁判書の中で、あるいは決定書の中で指摘を受けていることもございます。また現在、検察当局に対して田代検事らにつきまして告発がなされていることに伴いまして、その捜査を行っているところでありますし、またこれに関連して必要な調査を行うなどしておるところでございます。それらを待ちまして最終的にこの問題についてどういふ問題があったかということも明らかにしていきたいというふうに考えております。

○小川敏夫君 例えば、判決書において、検察官が公判において証人となる可能性の高い重要な人物に対し任意性に疑いのある方法で取り調べた供述調書を作成し、続けて、その取調べ状況について事実を反する内容の捜査報告書を作成した上でこれらを検察審査会に送付するなどということはあるのではないかと、このように裁判所の判決において厳しい指摘をされている。この指摘についてどのように受け止めていますか。

○政府参考人(稲田伸夫君) 東京地方裁判所から今御指摘のような指摘があったということについては重く受け止めておるところでございます。

○小川敏夫君 いや、あつたかどうかの事実を聞いているんじゃないので、裁判所からそういう指摘を受けて、法務省はどのように受け止めているかということも聞いておるわけです。

○政府参考人(稲田伸夫君) 繰り返しになります。が、このような指摘を裁判所から受けたということとは非常に重いものであるというふうに受け止めております。

○小川敏夫君 また、判決は、事実を反する内容の捜査報告書を作成し、これらを送付して検察審査会の判断を誤らせるようなことは決して許されないことであると、このような指摘もしておるわけです。

これについてもどのように思いますか。
○政府参考人(稲田伸夫君) 先ほども申し上げましたように、裁判所から判決書の中でこのような

指摘を受けるということは非常に重く受け止めなければならぬというふうに考えております。

○小川敏夫君 そして、裁判所は、言わばこの問題に対する結論的には、本件においては事実に関する内容の捜査報告書が作成された理由、経緯等の詳細や原因の究明等については、検察庁等において十分調査の上で対応がなされるのが相当であるというべきであると、こういう指摘をされておるわけですが、この指摘についてはどのように思いますか。

○政府参考人(稲田伸夫君) 御指摘は、今の、東京地方裁判所の四月二十六日の判決の中で述べられているところだと思いますが、これは非常に重いものだと受け止めるということは先ほども申し上げたとおりでありまして、これを受けまして、検察当局におきましては、先ほど申し上げました告発の受理して捜査のみならず、この原因の究明でありますとか理由等につきまして調査を行っているという段階でございます。

○小川敏夫君 この事実を反する云々に関して、この証拠決定においては、この内容についてどのように述べております。

石川が勾留段階において、選挙民は私が被告人の秘書だったという理由で投票したのではなく、私という個人に期待して国政に送り出したのと同じようなことをしたら選挙民を裏切ることになると田代検事から言われて、耐え切れなくなつて被告人の関与を認める供述をした旨述べ、また、今更被告人が関係なかつたと言つても信じてもらえないわけがないし、かえつて口止めをしたに違いないとか、絶対的権力者なんだと思われれば、これらを記載した捜査報告書を作成しているが、これらの記載は、取調べ録音によれば五月十七日の取調べの内容としては事実を反するものであると、このように具体的に指摘されておるわけですが、具体的に指摘されたこの事実、すなわち、事実を反する記載が捜査報告書においてなされていた

ということについては、これは法務省も認めるわけでございますか。

○政府参考人(稲田伸夫君) お答え申し上げます。

まず、先ほど御指摘のありました決定書の中で御指摘のような指摘が裁判所からなされているということは、まさにそのとおりでございます。この点につきましては、法務省もそのような裁判所からの指摘を受けて、検察当局において事実関係について調査を行っているところでございます。

○小川敏夫君 いや、私は裁判所からそういう指摘があったことが事実かどうかを聞いておるんではないんで、裁判所から指摘されたように、この今述べた部分の記載が事実を反すると、その事実を反する記載があつたという事実を法務省は認めているのかということですか。

○政府参考人(稲田伸夫君) お尋ねの、その事実を反するということがどの辺りのところまでの射程でお答えを申し上げればいいのかと今分りませんが、虚偽公文書作成罪に言う虚偽に当たるか否かという点であるならば、それはまさに現在捜査の過程の中にありまして、その中で判断をしていくことになるだろうというふうに思っております。

○小川敏夫君 私は、虚偽公文書作成罪に当たるかどうかという法律評価を聞いておるのではないんです。

事実と違う記載があると、このように裁判所に指摘された。その事実と異なる記載があるというその事実は法務省は認めているのかどうか。それとも、裁判所が言っていることは間違いで、本当は事実を反する記載などなかつたということなのか、その事実認識を聞いておるわけですか。

○政府参考人(稲田伸夫君) お尋ねが逐語的に、つまり一問一答で報告書の中に記載された逐語のとおりあつたのかということが事実であるのかということであるならば、そのような事実ではなかつたというふうに認識しております。

○小川敏夫君 この判決書によれば、二つの例を取り上げて事実でなかつたと厳しく指摘しておるわけでありましてけれども、判決書は事実でない記載がその二つだけとは言っていないんで、したことを記載したと云つて事実を反する記載のうち二つの例を挙げただけで、事実を反する記載がそれだけだとは言っていない。ほかにもあると、こういう指摘だと思ふんですが、この捜査報告書の裁判所が指摘した部分以外の部分について事実を反する記載があつたのかどうか、その点の認識はいかがですか。

○政府参考人(稲田伸夫君) 裁判所がどこまでを御指摘になつておられるかは私どもの方で明らかにすることはできませんけれども、いずれにいたしましても、先ほど申し上げましたように、逐語的に申し上げれば、問答式で書かれている報告書と異なる内容の供述であつたという点は事実であると思われませんが、その範囲がどこまでかということ、現在、事実関係につきまして調査を行つておりますので、その過程の中で全てを明らかにしていきたいと思つております。

○小川敏夫君 その答弁の御趣旨は、まだ事実を調査中で事実を把握していないからと、事実が把握できていないからお答えできないという趣旨なのか、事実は把握しているけれども、まだ調査の結果を報告していない調査過程だから答弁できないのか、どちらなんですか。

○政府参考人(稲田伸夫君) 事実の把握というのはどの辺りまでを指して申し上げればいいのか、私、定かにはできないところがございますので何と申し上げていいた方が分かりませんが、先ほど申し上げましたように、この捜査報告書が問答式で書かれているということは事実でございます。そこの中で書かれていることが逐語的に取調べの状況と必ずしも全面的に合っていないかという部分があるというところについての認識は持つておるというふうに考えております。

○小川敏夫君 この捜査報告書と実際の取調べの

状況というものは、これは録音が全て出ておるわけですから、この二つを対照すれば、その捜査報告書のどの部分が事実であるか事実でないかというところはすぐ分かると思うんですが、そうした作業は行っていないんですか。

○政府参考人(稲田伸夫君) 先ほど申し上げましたように、この件に関しては、田代検事らに對して虚偽公文書作成罪等の告発がなされており、併せて檢察当局において調査を行っているところでございます。その調査は捜査活動の中身にかかわるところでございますので、お答えは差し控させていただきます。

○小川敏夫君 これは、五月十七日の取調べの内容を捜査報告書としてまとめておるわけですから、そして五月十七日の取調べについては始めから終わりまでの録音があるわけですから、その録音の翻訳とこの捜査報告書の内容を対照すれば立ち所に明らかにするわけでありませぬ。

そして、私が聞いているのは捜査の中身を聞いているのではないんで、ただ、裁判所からも事実でない指摘があることは許されないという先ほど述べた厳しい指摘をいただいている。私は一つの事実関係を聞いています。事実関係として、この捜査報告書についてどの部分が事実と違う記載があったのか、その事実関係を聞いておるんです。捜査の内容を聞いておるわけではありませぬ。

○政府参考人(稲田伸夫君) お答え申し上げます。先ほど申し上げましたように、逐語的に見ていきますと、当日の取調べの中身と田代検事が作成した報告書の中身とでそこする部分があるということについては認識をしております。

○小川敏夫君 そのそこする部分をごなかと私は聞いておるわけですか。

○政府参考人(稲田伸夫君) 私どもといたしましては、その内容につきまして精査をしているところでございますが、先ほど申し上げました事件の処理あるいは調査の過程の中で状況でございます。

ますので、現時点ではお答えを差し控させていただきます。

○小川敏夫君 だから、捜査の中身を聞いておるんじゃないんで、裁判所から指摘された事実と違う部分があるかという客観的な事実関係を聞いておるわけですか。

では、私の方から指摘いたします。この捜査報告書には、裁判所が指摘した部分に該当すると思われるところからいきますと、石川さんの話として、「確か、逮捕された次の日でしたから、今年一月十六日土曜日の夜の取調べでは、収支報告書の不記載などにつき、小沢先生に報告をして承を得たことや、小沢先生からの四億円を表に出さないために定期預金担保貸付を受けるという説明をして承を得たことを大まかには話したと思えますが、私が、「収支報告書の記載や定期預金担保貸付については、私自身の判断と責任で行ったこと、小沢先生は一切関係ありません。」などと言い張っていたら、検事から、「貴方は十一万人以上の選挙民に支持されて国会議員になったんですよ。そのほとんどは、貴方が小沢一郎の秘書だったという理由で投票したのではない、石川知裕という候補者個人に期待して国政に送り出したはずですよ。それなのに、ヤクザの手下が親分を守るために嘘をつくのと同じようなことをしていたら、貴方を支持した選挙民を裏切ることになりませんか。」って言われちゃったんですよ。これは結構効いたんですよ。それで堪えきれなくなつて、小沢先生に報告しました。了承も得ました。定期預金担保貸付もちゃんと説明して承を得ましたって話したんですよ。これが、捜査報告書の文章そのものです。

これを決定書は要約して記載したんだと思えますが、私がこの取調べの録音反訳書を詳細に読んで突き合わせた結果、この部分は取調べの中でやり取りがないんですよ。この点について、法務省はどのように事実を認識していますか。

○政府参考人(稲田伸夫君) 先ほど御指摘のありました部分は告発事実にも絡むところでございますが、このような部分について逐語的に事実が報告書と合致していない部分があるということは認識しております。

○小川敏夫君 合致していない部分があるというけど、全部ないんですけどね。じゃ、今述べた部分のどこが合致してどこが合致していないんですか。合致していない部分があると言ったんです。合致している部分があると言ったんです。そこをきちんとして説明してください。

○政府参考人(稲田伸夫君) ちょっと私、今手元にそういう資料を持ち合わせておりませんので、告発事実との関係で今御指摘の中にそういう部分があったということから、その部分についてはおっしゃっている部分があるということが手元で判明するという意味で部分というふうに申し上げます。

以上でございます。

○小川敏夫君 一月十六日の取調べというくだりで今の捜査報告書のこのくだりがあるわけですが、そもそも一月十六日の取調べ云々なんという言葉が全く取調べの中に出てきていないわけですよ。

で、この部分の判決が指摘した部分なんです。実は判決が指摘した部分、具体的に指摘した部分だけじゃなくて、更に延々と虚偽、架空の記載が続くんですよ。判決が指摘した部分は一月十六日と、取調べのことですが、更に続いて、今度は一月十七日のことになっていくわけで、「それで、翌日一月十七日の日曜日、更に具体的にその状況を確認した上で、供述調書を録取しようとしたら、貴方は「安田先生から、土日は絶対に供述調書に署名したら駄目だと言われているので勘弁してください。」と言って、供述調書を作成させませんでしたよ。」と、これが検事の質問です。石川、「確かに、そう言いました。」と。

このように、一月十七日の取調べについてのやり取りをしたという記述があるんですが、これも全くないんですよ。取調べのその録音の中には、取調べの中には、全く架空のことがここに記

載されている。この事実認識はどうですか。

○政府参考人(稲田伸夫君) 誠に申し訳ございませんが、ただいま御指摘がありました報告書自体が刑事事件の証拠そのものでございまして、これの中身につきまして、その当否でありますとかその意味とかいうことにつきましてはこの場で御議論をいただくということには、やはり裁判所の司法の中身に立ち入るような場面もあらうかと思えますので、私どもの方としてはお答えを差し控させていただきます。

○小川敏夫君 この捜査報告書は、裁判の中で田代検事が作成した石川知裕の供述調書、これの証拠能力を争う、その証拠能力を争う弾劾証拠として提出されたものですね。そして、その石川知裕の供述調書は、言わば大部分が証拠から排除された裁判所の決定が出て、その決定に対して異議が述べられていない、このことよってこの証拠の採否に対する判断は確定しておるわけですよ。すなわち、今裁判中という抽象的な言葉では、今述べられておりますけれども、この捜査報告書が提出されたその趣旨のこの供述調書の証拠能力を判断する決定は既に裁判としては確定している、終了しておるわけですから、この捜査報告書に関して裁判中であるからということには理由にはならないと思えますが、いかがですか。

○政府参考人(稲田伸夫君) まず、前提の事実でございますが、いわゆる小沢元代表にかかわる刑事事件は、指定弁護士さんが検察官役として公訴を提起し弁護士との間で訴訟が進行されているということでございます。私どもは、検察当局も含めまして、その詳細について知り得る立場にございませぬ。したがって、訴訟の段階がどうあるかということ、訴訟の段階がどうか、訴訟の中でどのようなことになっているか、訴訟の状況をお答えを申し上げることはできないという状況にあることをまず御理解いただきたいと思えます。

その上で、たとえば、その田代報告書につきましては、今御指摘のように弾劾証拠として用いられ、

そしてその結果として供述調書が却下されたといふことであつたとしても、当該報告書自身は訴訟における証拠であつたことは間違いないといふふうに思つてゐるところでございます。

そういう意味で、訴訟、刑事事件、現に係属している刑事事件の証拠に関する問題であらうといふふうに考へるところでございます。

○小川敏夫君 一月十六日、一月十七日の部分、裁判所が指摘した部分について、一月十七日には全く取調べの中に現れていないことが、全く架空の事実が報告書に記載されているということと私には指摘しました。

更に続いて、一月十八日の部分があるわけですが。検事がね、「そして、一月十八日月曜日、土日は貴方の言つたとおり供述調書は作らなかつたが、今日はこれまでの供述内容を調書にしますよ」と言つと、貴方は、「実は、今日も接見で安田弁護士から、「どんな内容の調書であつても署名してはならない。例え供述したとおりのことが書いてあると思つても、どういふ使われ方をするか分からなから、署名は拒否するように。」ときつて言われたんです。検事、本当に申し訳ないんですか、もう一日待つてもらえませんか。」などと言つて泣き付いてきましたよね。」と答へ、そして検事が、「そのとおりです。」と答へ、そして検事が、「結局、一月十八日も供述調書は作成せず、一日待つて十九日になつても、「今日の接見でも、安田先生から署名拒否を強く指示されたので署名できない。」などと言つて、「こねていたじゃないですか。」、これに対して石川が、「それでしたね。」と、こういうふうにより取りしているという記載がある。

しかし、この録音反訳書を見ると、そのようなやり取りは全くない。すなわち、全く架空の事実経過をこの捜査報告書に更に続けて記載してあるわけですか。この点の事実認識はどうですか。

○政府参考人(稲田伸夫君) 先ほど御答弁申し上げましたように、御指摘の田代検事作成の捜査報告書につきましては、現在係属中の刑事裁判に

ついて証拠として用いられたものでございまして、その中身につきまして、当局の方から詳細についてお答えを申し上げるのは差し控えさせていただきますと存じます。

○小川敏夫君 客観的に捜査報告書と取調べの内容のこの反訳書を比較対照すれば、即座に誰でも分かる問題、すなわち明らかに架空のことを書いておるといふことについて、今法務省が答えられないという答弁しかできないというのは、それはそれなりにそういう対応しか法務省はできないといふふうな受け止めておきますが。ただ、先ほど判決で指摘、あるいは決定で裁判所から指摘されたように、あつてはならないこと、検察はこのことについてしっかりと調査して対応しろという指摘されていることについて、法務・検察はそれに真摯に向き合う姿勢はないんですか。

○政府参考人(稲田伸夫君) 先ほどから私が捜査報告書のの中身について御答弁できないと言つておることは、先ほど申し上げましたように、現に係属中である刑事裁判の証拠の中身等にかかわる、その評価等にかかわるところでございまして、御答弁は控へさせていただきますが、御指摘のような、逐語的に見て報告書のの中身が録音されていた内容と違つてゐるということにつきましまして、これについては真摯に対応しなければいけないという認識は持つております。

○小川敏夫君 検察が国民の不信を買つてゐる、まさにそれをしっかりと取り戻さなくてはいけないと、こういう大事な時期に、言わば事実関係をしっかりと明らかにしてそれに前向きに取り組もうという姿勢が見られない、ということは大変に残念に思つております。

ところで、今の虚偽、架空の記載というものが延々と続いております。一月十六日の取調べから始まつて十七日、十八日、十九日と、全く架空の取調べ経過というものが捜査報告書に記載されている。

なせ一月十六日から十七日、十八日、十九日の取調べの経過を出して、そして石川を説得させたかというところ、その前段階で、捜査報告書においては石川が供述調書の作成を拒んだから、こういう前提でのこの捜査報告書の構成ができておるわけですか。すなわち、石川が供述調書の作成について素直に応じない、だから検事が一月十六日からの過去の取調べ経過というものを順々に述べて説得したと、こういう構造になつておるわけですか。

しかし、その説得経過が事実でなかつたわけですから、そもそもその前提である石川が供述調書の作成を拒んだかどうか、この捜査報告書では石川が供述調書の作成に承知しないからという前提でこの捜査報告書が進んでおるわけですが、録音反訳書を見ても事実はそうではない。今、その部分をちよつと、該当する部分を読み上げますか。

その部分、これは録音反訳書の十一ページなんです。調書のことについては、石川が、今日、調書取るんですかと。で、検事が、今日は、そりや調書取れつて言われますよ、今、現在の石川さんのね、その、あれからしばらく時間がたつて、石川が、はい、と合意の手をして、続けて、検事が、ええ、で、ま、外ではさ、ま、うちの幹部からすればさ、威勢のいいことを言つてると映つてゐるわけよ、私はね、いやそれはね、あの、そりや、表面見ればそうだけと。また石川が合意の手には、はい、と言つてゐるわけ。続けて、検事が、実際はね、そりや、いろんな事情があつて言つてることだし、それは、もう逮捕中から言つたことと、想定内なんですと、うん、あの、う、ということと言つてみただけと、ま、なかなかそりやね、あの、あれだけ見ればさ、結局、供述を翻しているとかね、ええ、威勢がいいことを言つているとかさ、いふふうな解釈もされるわけだけれど、だけど、そのところを、今現在どうなのかというのを、ま、よく聞いて。石川がまた合意の手で、はい、と。で、検事が、うん、そのところは、ま、調書にすることの、一つの今

日のミッションなんだけれども。それに対して石川が、なるほど、分かりましたと言つてゐるわけ。

すなわち、実際の取調べのやり取りは、石川の方が、今日は供述調書取るんですかと聞いて、検事が、それが目的だからと言われて、石川は、はい、分かりましたと言つて調書を取ることに応じてゐるわけで、別に何も拒否してない。これが実際の取調べの経過です。

ところが、捜査報告書ではどういふふうに記載になつてゐるか。捜査報告書の、まあ要点だけ言いますか、三ページ、石川が、「今日は話だけで、供述調書は作らないという選択はないんですか。」と。で、検事が、「今日の供述内容については供述調書を作成したいと考えているが、それに署名押印するかどうかは貴方自身の判断ですよ。」と。石川さんがそれに対して、「常識的に考へて、今更、署名拒否なんてできないでしょ。署名拒否でも良いですか。」と。検事が、「だから、それは貴方自身の判断ですよ。どうしますか、署名拒否にしますか。」と。石川さんが、「そんな、突き放さないでくださいよ。」と。で、検事が、「既に署名指印した供述調書については、実際に貴方が貴方の記憶どおりに供述したことが録取されてゐるということと間違いないですか。」と、石川さんが、「それは否定できませんよ。」と。

すなわち、そもそも、一月十六日以降の取調べの経過を順次捜査報告書というところで述べていくその前提が、石川さんが供述調書の作成に素直に応じていないと、だから説得したんだというこの構造なんだけれども、先ほどの実際の取調べのやり取りを見ていると、供述調書の作成には石川さんは初めから承知してゐる。

○政府参考人(稲田伸夫君) 繰り返になりまし

て恐縮でございますが、先ほどから引用されております田代検事作成の捜査報告書及び反訳書につきましても、これもいづれも先ほど申し上げました裁判の資料、証拠として提出され、証拠として採用されているものというふうに認識しております。そういう意味で、その内容の中身につきましてはどうであるかということについて、現時点で私どもの方からコメントすることは差し控えさせていただきますかと思っております。

○小川敏夫君 次に、捜査報告書のちよつと場所を変えた部分を質問しましょう。

捜査報告書のまさに冒頭なんです、冒頭は取調べ日時、場所ですから、ここは事実どおりとして、それに続いて、取調べに入る冒頭として、こういう記載がある。少し長いですが、ゆつくり読みますよ。

「取調べの冒頭、本職が「貴方は、既に政治資金規正法違反の事実で公判請求されており、被告人の立場にあるので、取調べに応じる義務はない」ということは理解していますか。」と質問したところ、石川は、「その点については、弁護士からも説明を受け、良く理解しています。弁護士から、今回の事件については既に被告人となっているので、無理に取調べに応じる必要はないという説明を受けましたが、小沢先生に対する不起訴処分について、検察審査会が起訴相当の議決をしたのを受けての再捜査でしょうし、私自身も深く関与した事実についてです、本日は、任意に取調べを受けることにして出頭しました。」旨述べ、取調べを受けることに同意した。」と、こういう記載がある。

しかし、録音反訳書を見ると、全く一言もない、こんなやり取りは。一言のかけらもない全くこのやり取りがこのように延々十行にわたって記載されている、このことについて法務省はどのように認識していますか。

○政府参考人(稲田伸夫君) ただいま御指摘のありました点も先ほど同じ問題があるかどうかというふうに思っております。そういう意味で、お答え

は基本的には差し控えていたかというふうに思っています。

ただ、この文書自体が確かに逐語的に中身において正確に記載されていないことは御指摘のとおりだろうというふうに思いますが、ただ、全体の流れの中でどういう位置付けであったのかというふうなことにつきましても、現在、捜査、調査の中で明らかにしなければならぬというふうなことを考えております。

○小川敏夫君 逐語的に云々とか解釈とか、そういう問題じゃないですよ。

取調べの冒頭に、要するに、任意の取調べですということをや重々説明して、石川は納得したということが延々十行にわたって書いてある。しかし、実際の取調べはどうなのか。まあ読んでもしようがないからね。とにかくそんなことは一言もないまま、今日は録音機持っていないから、いや、持っているんですけど、そんなやり取りないから、いや、もう中身に入っている。全く逐語的に云々という解釈の問題じゃない。全く存在しない部分のやり取りがこの十行にわたって記載されている、これはもう一見して明らかですよ。

それでも、今検察の不信が国民の関心事となつて大きく取り上げられているときに、この国会の場でこれを指摘されても、事実認識すら答えられないんですか。

○政府参考人(稲田伸夫君) 先ほど申し上げましたように、御指摘の捜査報告書に事実と異なる記載があるということについては、検察当局として非常に重く受け止めて、現在、調査、捜査を進めているということございまして、その意味で、真摯に受け止めて一生懸命努力をしているところであるということをご理解いただきたいと思います。

○小川敏夫君 捜査報告書は、今言ったように、冒頭の手続部分から始まって、そして捜査報告書の主要部分の中身のそのほとんどが架空、虚偽だということ、およそひどい、一見して明らかにこれは意図的に虚偽の文書を作成する意図で作成された

ものとしたか考えようがないけれども、これについて田代検事は、裁判所では記憶違いだったというふうな、記憶が混同したと、こういうふうな証言している。しかし、それについて裁判所は、記憶違いなどあり得ないと、にわか信用できないと、このように厳しく指摘されておるわけです。検事の証言が裁判所からにわか信用できないと、このように指摘されたことについて、法務省はどのように受け止めますか。

○政府参考人(稲田伸夫君) 御指摘は、二月十七日の東京地方裁判所の証拠採否に関する決定のところで述べられているものであろうというふうな思いです。

確かに、裁判所において、検事が公判廷で証言した内容につきましてにわかには信用することができないというふうな指摘を受けたということは検察として非常に問題であるというふうな考えております。

○小川敏夫君 裁判所はこういう表現も使っているんですよ。田代検事の公判供述の信用性には以上で検討したとおり深刻な疑問があると。深刻な疑問があるというこの言葉の意味、これは法務省としては、深刻な疑問があるという裁判所のこの表現の中にどれだけの問題意識があるのか、どれだけ深い問題なのかということを感じるべきだと思いますが、法務省はいかがですか。

○政府参考人(稲田伸夫君) ただいま御指摘のような記載が決定書の中で述べられ、その結果として石川氏の供述調書が却下されたわけでございます。その意味では非常に大きな問題だということに考えております。

○小川敏夫君 私は、この捜査報告書の、先ほどした冒頭の十行、すなわち、任意だから応じなくてもいいんだけど任意に供述したというその十行の部分ですね。

私も元検事で、取調べの実情あるいは法務省の中この文書のやり取りなどはある程度知っている、経験があるわけですが、そうした経験を基にこの十行の記載、先ほど述べた、取調べに応じな

くてもいいよ云々かんぬんの、任意に供述したという部分のこの十行の記載ですが、これ読んで私は感じました。これは内部の人間だけのやり取り、内部に報告するための文章じゃないなと感じました。すなわち、田代検事もプロ、この報告を受けた特捜部長も検察のプロ、あるいはその上司も全部検察のプロですよ。実務に精通している検察、検事あるいは法曹であれば、この部分の記載は、本職は供述人に対して取調べを拒否できる旨説明したが、供述人は以下のとおり供述したという一行、二行の記載で済んじゃうんですよ。

しかし、この文章を読むと、先ほど読んでいただくとどおり、プロ同士のやり取りなら何でもこんなにくどくど分り切ったことを延々と書くのかというふうな文章。別の言葉で言い換えれば、これはプロを相手に出しているんではなくて、実務を知らない素人を相手を読むことを想像して書いている文章じゃないかと私は推理しておるんですよ。検事が検事に対して説明するのにこんな、あなたは既に政治資金規正法違反の事実で公判請求されており、被告人の立場にあるので、取調べに応じる義務はないということをご理解していますかと質問したところ、なんてことは書かないですよ。必要ない。

もちろん、捜査報告書が取調べの任意性というものに焦点を当てた報告書ならそのところを延々と長く書くかもしれないですよ。だけれども、この捜査報告書は石川の供述が任意性かどうかというところは全く報告の対象外。報告の中身は、どうして石川が供述調書、過去の供述を維持して、そして検事の説得に応じて署名したかというくだり、そのくだりは全部架空なんです、が報告書のポイントであって、石川が任意に供述したかどうかということは全く争点になっていない、言わばお飾りの形式的な枕言葉ですよ。そんな部分であれば、さっき言ったように一行、二行で済むものを、あたかも、実務を知らない素人の人によくかんで聞かせるように、分らせるように易しい文章を延々と十行書いているということは、ま

私の推理ですが、この捜査報告書は検事が上司にあてた文書として、その目的だけで作られているものではなくて、素人が読むことを前提にして作成された捜査報告書だと私は想像しています。素人というのは誰か、この事件でいえば検察審査会の審査員は素人ですから。

どうですか、私のこの推理について。
○政府参考人(稲田伸夫君) 私の方から今の委員のお考えについてどうであるかというふうに申し上げるのは適当ではないだろうというふうに思います。

ただ、この報告書全体においては、これは今後調査をしていかなければいけないことでありますので、どういう意味で作ったのか、あるいはその目的それから用途等についても調査、捜査の対象であること、これは当然のことです。また、その中で任意性というような問題が争点になったのならないのかということも明らかにしていかなければならないというふうな考えでおります。

○小川敏夫君 そうそう、今局長の答弁で、この捜査報告書がそもそも何の目的で作ったのかというこの言葉が出ました。で、質問します。そもそもこの捜査報告書は何のために作成されたんですか。

○政府参考人(稲田伸夫君) 先ほど申し上げましたように、まさにその点は現在、検察当局において行っている捜査、調査の内容にかかわることであるというふうに思っております。

○小川敏夫君 私がこの捜査報告書を読んで、おやと思うような記載が、形があつたんです。先ほど私が、延々と一月十六日以降何日かにわたる取調べの状況についてのやり取りの部分を指摘しました、全て架空のやり取りだったんだけれども。この部分は検事と石川の言わば問答形式で報告書が記載されている。非常に読む人、特に素人には分かりやすい、そういう記載方法になっておるわけですか。それが三項なんですかね。

この捜査報告書、四項というのが更にあるわけ

ですよ。ふと思つたら、この部分の記載は問答式になっていないんですよ、検事と石川氏のやり取り。おかしいなと思つたね。一つの捜査報告書の中で、検事と石川のやり取り、一つのパートは問答式になっていて、続く四項は同じく検事と石川のやり取りなのに問答式ではなくて文章式になっている。ちよつと私、違和感を感じたんですが。こういうことは、誰かが書いた文章に他人が手を入れるとこういふことがよく起きるんですよ、これは私の考えですけれども。

ところで、今日、朝日新聞にも報道がありました。副部長が特捜部長にあてた捜査報告書というもの、実はそれが特捜部長が書いたものだ、こういう記事が載つていましたが、この記事に書かれた記載の真実性はどうか。

○政府参考人(稲田伸夫君) その点につきまして、調査対象として現在調査を行っているところと承知しております。

○小川敏夫君 調査対象、調査といつても、今までは刑事事件の捜査だから、あるいは裁判中だからということと説明を拒んできたけれども、ただ単に事実関係についての法務省の内部調査であれば、この国会での質問に対してそれを拒否するというのは余り正当な理由がないように思ふんですが、いかがですか。

○政府参考人(稲田伸夫君) 失礼いたしました。先ほど、私言葉がちよつと足りませんが、御指摘のありました特捜部長、当時の特捜部長に對しましては、検察審査会に對する資料の提出等に関する偽計業務妨害等の罪により告発を受けておりまして、その点につきましても捜査を行っているところでございます。

○小川敏夫君 その捜査報告書は、言わば積極起訴ならしめたいということの積極的な意見を述べている部分なんですけれどもね。その特捜部長が書いたという、副部長が特捜部長あてに作成したその捜査報告書、その主要部分が、私が問題にしてきた田代検事のこの捜査報告書のこの虚偽部

分、架空部分、これが主要部分に大幅に引用されておるんです。

私、また一つの、想像です、推理をしてみました。特捜部長が、副部長が自分あてに書く文書、もう副部長に任せてもらえないから自分で書くといつて自分で書いたんなら、そこに引用している文書も、これは平検事に書かせてもらえないから私が作つた、何かそんな気もするんですがね。まあ、これは私の推理ですから、別に答弁は要らないです。

そうしてみますと、捜査報告書で、まさにこの虚偽である三項の部分だけ素人に分かりやすい問答形式で書いてあつて、何かあたかもほかの人が手を入れたような、すなわち文書の記載方法が違ふというの何か引つかかるんですよ。まあ、でもこれは推理の部分ですから、余り答弁はいただかなくても結構ですけれども。

私は、検察というものは、これは国の柱、社会の柱だと思ふんです。正しい社会を構成する骨格だと思ふんです。だから、法務・検察は絶対に正しくなくては行けないし、いやしくも証拠物を改ざんするとか、うその捜査報告書を作成して裁判所に提出する、あるいは検察審査会に提出するといふことがあつては絶対にならない。検察の信頼を取り戻すためには、私は事実を全て明らかにして、そして出直すことが最も必要だといふふうに思つております。

最後に、法務大臣にお尋ねします。やはり、検察の不信を招いた、その一つである事実でない記載があるというこの捜査報告書の件について、やはり国民の信頼を取り戻すために、事実を徹底的に調べて明らかにして、その責任をしっかりと取らせて、さらにその原因も明らかにして、そして二度とこういうことが起こさない、そういう法務・検察にしていこうことが国民の信頼を回復するために最も大切なことだと思います。これについて、法務大臣の所感を伺います。
○国務大臣(滝実君) ただいまの小川委員の詳細

にわたる御質問をお聞きしております、大臣としてどういふ問題意識を持つてこの問題にかかわつてきたか、そんなことが大変よく分かつたように思ひます。

今、小川委員が御指摘のように、やはり捜査報告書をめぐる不祥事件ともいふべき話でございますから、当然、検察庁はそれなりの覚悟を持つて捜査に当たつていふというふうには私は理解をいたしておりますけれども、今の小川委員の思いを検察もそれなりに真摯に受け止めてやつていふものといふことを申し上げて、私も今の考え方については同感の思いを申し上げたいと思ひます。

○小川敏夫君 また、これで本場の最後ですけれども、大臣のこの挨拶の中で検察改革がございました。その部分を読んだところ、種々の具体策を策定、実施しているところであるとの記載があります。これはしかし、既にこれまでになつてきた取組について触れておられるわけで、今後大臣が何をしてくるかということについては、引き続き検察改革を推進してまいりますという、この言わば抽象的な言葉だけに終わつていふ。

ですから、私は、これを抽象的な言葉だけでなくて、更にまたこれを具体化する様々な方策を考えていただきたい。かつては検察の在り方会議などを開いて有識者の意見を聞いてこの問題を浮き彫りにする、対応を練るといふようなこともありました。是非この、検察改革を推進してまいりますといふのを具体的な形で実行していただきたいというのを最後に述べさせていただきます、私の質問を終わります。

○森まさこ君 自民党の森まさこでございます。ただいま民主党の委員から大臣に対して質問がございましたけれども、私、大変な違和感を感じましたので、冒頭一言申し上げさせていただきます。

今日はたしか大臣が新しく就任なさつた大臣所信に對する質問の日だつたと思ひます。それに七十分間、そのうち大臣がお答えになつたの一回だけですか。ストップウォッチで計つてみてくださ

い、インターネットを見ていらつしやる方。一分にも満たないような大臣の答弁時間でございました。七十分間のほとんど全てが検察庁、法務省に對する質問で終わつた。小沢一郎氏の捜査供述調書にかかわる詳しい内容を七十分間使つておられました。大事な問題意識を持つておられることは分かります。しかし、質問者は滝大臣の前任の小川大臣でおられます。この法務委員会がずっと質問してきた法務行政にかかわる大事な問題が種々ある中で、それに関するほかの項目について全く質問もなされずに、大臣のお答えの事も聞けず、七十分間が小沢一郎さんの捜査について、これ一つに費やされたということに大変違和感を感じます。

くしくも、小沢一郎さん、先日週刊誌に、被災地にも戻らずに、放射線の情報を、機密情報を入力していたということが奥様の離縁状態で暴露されていると、週刊誌の記事がございました。本当にもそれが事実であつたならば大変な問題だと被災地の皆さんが思つているときに、このような質問状況であることを私は大変違和感を感じました。

さて、滝大臣、御就任おめでとうございます。私はこの言葉を一体何回言つたでしょうか。自民党の筆頭理事、そして野党の筆頭理事として、民主党政権の初代の千葉景子大臣のときから大臣は七人目の大臣でございます。七回大臣におめでとうございますと言ひ続けてきて、もう言うのむなしいです。

大臣は、この法務大臣の責任というものをどのようにお感じになつておられるのか、まず一言お述べいただきたいと思ひます。

○国務大臣(滝実君) 今、森委員から大臣としての責任と、こういうような御意見を承りました。基本的には法務大臣というのは日本の言わば法治国家として法の支配がくまなく確立していくと、その責任を負う立場にある、こういうふうな理解をいたしているところでございます。

○森まさこ君 大臣、大臣の所信表明、お聞きを

いたしました。しかし、その大臣の所信表明は、これまでの歴代の大臣所信表明とほとんどどうか、全く同じなんです。

大臣、大臣は、少なくとも前任の小川大臣の所信表明と自分の所信表明、読み比べなさいましたか。

○国務大臣(滝実君) 特に比較対照をしながら読み比べたことはございませんけれども、基本的には、小川大臣の下の副大臣を務めさせていだきましたので、その小川大臣の考え方を私もそれに受け継ぐと、こんな気持ちもございまして、それほど表現的には大きな表現は変わつていないと思ひます。

ただ、私は、あちらこちらで申し上げているのは、やはり日本の言わば法治国家としての治安の維持とかそういうことがまずは法務大臣としての責任である、そして今問題になつておるいろいろな問題の中で、更に付け加えるならば、日本のこれからの成長戦略についても法務省は法務省なりにその役割を果たしていくという意味で、それなりの入国管理行政とかそういう面では新たな角度から取り組んでみたいと、こんなことも、具体的な表現としては書いておりませんが、そんなことも所信の中で考えたりもしております。

○森まさこ君 具体的に述べておりませんが、私も考えていました。は伝わらないんです。具体的に述べたらいかがですか。小川大臣の下で副大臣としてお務めになつておられたんですから、小川大臣の所信表明、御存じです。全く一言一句、同じ項目がたくさんあるんです。これだけ、私作りました、民主党歴代大臣の所信表明の比較表でございます。ほとんど全てが同じです。滝大臣は前任者の小川大臣と一言一句同じ表現ばかりなんです。

滝大臣、私が小川大臣に対して所信表明で質問したこと、その後の審議で質問したこと、隣で聞いていらつしやつたでしょう。その問題点も何も答えてくれないんです。その中で、被災地で盗難がたくさん出ている。今おつしやいまし

た、大臣、治安維持を第一に考えていく。だったら、何で御自分の施策としてこの所信表明の中に治安維持が書かないんですか。

千葉景子大臣のときからずっと私が指摘してきた問題点に対して歴代大臣は、真摯に受け止めて、そのように進めますと言ひながら、何も変わつていないんです。私はそのことに対して大きな怒りを感じます。なめられてるんじゃないか。この法務委員会、質問したことに対して何の答えもないじゃないですか。やらなければならぬと答弁なさつて下さい。答弁するときは、真剣にやります、改善します。一体何が改善したんですか。

江田大臣のときに、盗難が多いと私が言った。今、増加の一途ですよ。全く減つていない。一時帰宅するたびに盗まれてるんです。絶望して自殺するんです。そういうことを指摘しておきながら、何もなし。

私は、平岡大臣のときに言いました。東日本大震災についての項目がないじゃないかと、一項目設けてくれと。平岡大臣、謝つていましたよ。だけれども、その後、小川大臣のときにも設けられていない。滝大臣のときにも、あなたのときにも設けられていませんよ。

震災後の法務大臣、何人替つたか答えてください。

○国務大臣(滝実君) 何人替つたかと申し上げるとなかなかすぐには出てきませんけれども、少なくとも六人、私は震災後から六人目の大臣かというふうには理解をいたしております。

○森まさこ君 震災後の法務大臣は四人目です。滝大臣、あなたで四人目です。

初代の大臣のときから、私、あの津波のところの、土地が流されたところの境界線、どうするか。倒されてなくなった建物の滅失登記どうするか。これ全部法務行政ですよ。震災関係でも法務行政全く進んでないんです。全体として復旧復興が進んでない、指摘されていますけれども、この法務行政でもやることたくさんあるんですよ。

毎回毎回大臣に指摘しても変わつていない、大臣所信にも書いてもらえない。やる気がないと思ひます。

この大臣所信、全く震災前の大臣からほとんど同じコピー・アンド・ペーストの大臣所信を作るということ、役人に作らせてそのまま。御自分で読んで、事前にお読みになつたんですか。

○国務大臣(滝実君) 少なくとも事前に一つ一つ点検はさせていただきました。

しかし、先ほど申しましたように、小川大臣の考え方を引き継ぐ、こういうこともございまして、その辺のところは表現としては特に新しいものを入れていないと、こういうことでございます。

○森まさこ君 小川大臣の考え方を引き継ぐということは、小川大臣が就任なさつた大臣所信をそのまま引き継ぐということなんですか。その後のこの法務委員会の質疑は全く無視なんですか。その所信に対して私たちが質問しているんですよ。その質問に対して大臣が答えて、あつ、それはそのとおりですね、取り入れていきますよ、頑張りますよ、そういう答えを国民の代表である私たちにしたいと、それを取り入れてやるのが大臣じゃないんですか。

大臣は、官僚が全くコピー・アンド・ペーストの小川大臣の大臣所信と同じものを渡したとき、それに目を通したとおつしやいました。目を通して書き直すように指示をしましたか。

○国務大臣(滝実君) 特に指示をしてはおりません。基本的には、森委員が御指摘のこの委員会におけるいろいろな質疑、それを私は大臣のそばで確かに聞き取らしておりました。その一つ一つは大変大きな課題として、その所信表明の中にももちろん、表現はしておりませんが、委員会における議論の一つ一つは当然私も課題として引き継いでいく、そんなつもりを持ってるところでございます。

○森まさこ君 やはり私の今の指摘と大臣の答弁を併せ考えると、民主党政権は法務大臣を軽く見ていると思ひます。初代の大臣から全く変

わらない大臣所信をそのまま書き連ねているだけです。しかも七人目です。一人一人の在任期間も半年に満たない。ころころころ替えて、言うことの中身は同じ。国民に対する責務を果たしているとは言えないと思います。震災のことだけに限ってもこんなふうには指摘されています。遅い、足りない、心がない。そのことが法務行政の中の震災対策にもそのまま現れています。

○森まさこ君 私、御質問いたします。

小川大臣のそばで私の質問と大臣の答弁を聞いていたとおっしゃいました。小川大臣が就任したとき、私は質問いたしました。法テラスの出張所というのがございませぬ。法テラスというのは国民の法律相談を受けることです。大震災が起って相談をしたい被災者が大勢いるので、政府は出張所をつくりました。幾つもの出張所をつくって、福島県にはどこに幾つありますか。

○国務大臣(滝実君) 法テラスの出張所については、現在、福島県内でどこに新たにいくつかつくっていくか、こんなことを今検討している、詰めているというふうには理解をいたしております。

○森まさこ君 大臣、御存じないようですから、後ろに控えている官僚の方にお聞きになって、もう一度正確にお答えください。

○国務大臣(滝実君) この災害に関連いたしましたは実は七つの法テラスの出張所をつくること、こういうこととございまして、現在四つほど決まっているわけとございませぬ、なお三つについてどこに設置するということについてはまだ決着いたしておりませぬ。当然その中には福島県も入っているわけとございませぬ、今、鋭意詰めているというふうには私は聞いております。

○森まさこ君 私の質問は、福島県に何か所、どこにあるかという質問です。

○国務大臣(滝実君) それで幾つになるかということも含めてまだ具体的には決まっていないというふうには私は理解をいたしております。

○森まさこ君 大臣はお答えになっていただけませぬけれども、福島県の中には出張所をつくって

おりませぬ。つくっていただいていないんです。小川大臣が就任したときにもそのことを指摘もしました。小川大臣が就任したときに、もう被災から一年以上がたっていました。宮城県と岩手県には法テラスの出張所が四か所つくられて、もう満員御礼の相談者が来ていました。私、自民党でも、その担当の方に来ていただいて、どんな相談をしているか、いろいろなこともヒアリングしております。福島県につくってほしいと何回も政府にお願いしたんです。小川大臣にもお願いしました。この場でお願ひしたんです。

滝大臣、小川大臣の隣に座っていて、そのこと記憶がないんですか。

○国務大臣(滝実君) 今申しましたように、あと残り三か所の問題があるわけとございませぬけれども、福島県の中の弁護士会とかあるいは法テラスとか、そういうところとの協議が、地元との間でどこに設置するかということが合意に達していないというのが現状とございまして、それは一日も早く何とかしたいとは思いますが、それは一日も早くの交渉の経緯、調整の経緯は、いまだ成立していないと、こういうふうな状況とございませぬ。

○森まさこ君 その答弁は小川大臣の答弁と全く同じです。三月二十二日の答弁です。それから、今六月十九日でしょう、三か月がたつて何にも進んでいないということとじゃありませんか。だから、大臣がころころ替わって同じ大臣所信をしていて、私はそのことを指摘しているんですよ。形式だけを指摘しているんじゃないんです。その大臣所信に表れているのは、結果が出ないという、何も進まないというその状況を表しているからなんです。

ころころころ替わって、ろくな引継ぎもしない、隣にいる副大臣も何も聞いていない。そんなことで、私たちのこの国の法務行政、司法行政がきちんと進んでいくんではないか、国民が守られていくんではないか。私は、滝大臣にこんなに強く質問するのは、そのことを強く訴えたいからなんです。七人目の大臣にもう質問するのも嫌で

すけれども、言わざるを得ない。国民の代表としてこの怒りの声を伝えたいと思います。

さて、先ほど小沢一郎さんの話がありましたけれども、彼が放射線の機密情報を一生懸命人手しようとしていたという奥様の指摘が週刊誌で報道されておりました。今日も昨日も朝日新聞の一面には、この放射線の情報のご書いあります。

私は、国会ですとSPEDDのことについて質問をしてまいりました。この法務委員会でも取り上げたことがございませぬ。最近出された国会事故調査委員会の中間報告では、SPEDDの情報提供が政府が入手しながら避難民に知らせなかつたということが指摘されております。しかし、昨日と今日の朝日新聞の一面に載っているのは、SPEDDの問題ではございませぬ。アメリカの情報提供が、汚染地域の情報が、アメリカのモニタリング、米軍機によるモニタリングを行った詳細な実際の汚染のマップが作られていたと。それを政府に送っていたのに、政府は避難民に知らせなかつたということとです。

それによると、福島県の浪江町や飯館村を含む福島県の北西の、第一原発から見て北西の方向に三十キロを超える範囲にわたって一時間当たり百二十五マイクロシーベルトを超える地域が広がっております。この線量は、八時間で一般市民の年間被曝量の限度を超える数値です。八時間で年間被曝量の限度量を超えます。

浪江町の子供たちは六日間その汚染地域に滞留しました。政府から、どの方向に逃げたらいいか、どの範囲まで汚染されているか、そんな情報は全くないから、浪江町の中を津島支所に向かって逃げたんです。そして、そこでガソリンが尽きて、三月十六日までいたんです。安定沃素剤も、配付しろという班目委員長の指示のファックスを細野大臣が届けませんでした。パニックしているから届けなかつたという答弁を私の質問に対してしております。だから、子供たちは安定沃素剤も服用していないんです。これは殺人罪だと浪江町長は言っております。

私が法務大臣に質問したいのは、政府がこのような国民の命に直結する情報を入手していないながら国民に知らせないのは国民の知る権利を害していませんか、お答えください。

○国務大臣(滝実君) 森委員の御指摘のとおり、生活、命にとつて重大な情報でございませぬから、当然もつと早く周知すべきだ、これが政府の見解であるはずとございませぬ。

したがって、これについては、やはり初動の遅れというか、十分でなかつたということは政府としても十分に反省をしなければいけない、こんな問題だろうと思っております。

○森まさこ君 私たち野党は、そこで、被曝をしたおそれがある子供たちを守るために子ども救済法というのを提案し、委員長提案で子ども被災者支援法として参議院を通りました。今日衆議院で審議が行われています。

それに対して、この浪江町長と双葉町村会から、この地域に限っては大人も物すごく濃い被曝をしたんじゃないか、今までSPEDDは試算値です。ところが、昨日、今日の新聞では実測値なんですよ。これで八時間いたら限度量、年間の、それを超えている。そこに四日間いたんです。飯館村に至っては一月後の四月二十二日まで政府は逃げなさいと言えなかつた。みんな水飲んでいんです。雪かきだつてしまいました。そのことに対して、大人の医療に対してもこれは国が責任持つべきじゃないか、そういう意見が寄せられています。私たちは当然だと思っております。

ところが、やはり民主党政権との、民主党との協議の中で、そんな金は出せない、子供だけだと限定してきたんですよ。私は、国がやっぱり責任を認めて、医療費だって無料にしていくべきだと思っております。被曝者援護法だって、広島、長崎の方には医療費を無料にしています。

法務大臣も閣僚の一人におなりになりました。野田政権の閣僚の一人です。野田政権は、福島再生なくして日本の再生なしと言いましたが、今は全くそのことは忘れてしまっています。しかし、

私は滝大臣に申し上げたいと思います。その言葉
を野田総理にも一度思い出していたら、被災
地の被曝したおそれのある者たちの心の痛みを
全く顧みないような、ああいう原発の再稼働とか、
そういったことばかり報道されておりますけれ
ども、もつと被災地に寄り添っていただきたい。そ
して、この原発事故にかかわる国の責任は、法務
大臣も国の責任であるというふうにお認めになっ
ていただきたいと思ひます。国の責任であるとお
認めになりますか、御答弁ください。

○国務大臣(滝実君) 野田首相が申しております
ように、福島再生なしに日本の再生はない、ま
さに原発事故という大きな問題を抱えているだけ
に、私もそういうふうには認識をいたしております。
国の責任云々の話がありました。しかし、責
任問題といつてもいろいろな幅がありますから、全
てが国の責任で対処できるかどうか、そういう
ような大きな問題でございまして、端的に責任
があるとは申しませんが、とにかく国として
できる限りのことは果たしていく、これが今回
の災害に関連する国の基本姿勢でなければいけ
ないというのには私もそのとおりだと思ひます。

○森まさこ君 今、滝大臣は原発事故が国の責任
であると端的にお認めになりました。大
変残念です。やはり国が、政権が、閣僚の一人が
きちつとその責任を認めていく、そのことから被
災地の復旧復興は出発するのだと思つておりま
す。

先ほども小沢一郎さんの質問がずっと七十分間
行われておりましたが、今思い返しますと、小川
大臣の就任に対する質問のときも、たしかずつと
民主党さんの質問は小沢一郎さんのこととござい
ました。頭が幾つあるか分からないこのような政
権与党でありますから、決められない政治が行わ
れ、それが被災地に、決められない復旧、決めら
れない復興、決められない法テラス出張所、決め
られない仮置場、住民の苦しみと直結してしま
うのだと思ひます。

私、一昨日、南相馬市に行つてまいりました。

ツイッターに書いたんです、南相馬市に行つて、
ホテルラフィネに行きます。そうしたら、そこ
に会いに来てくれた人がいました。その方がおっ
しゃいました。森議員が震災直後に、南相馬市で
餓死があると指摘してくれた。餓死がありました、
そう言っていました。食料もなくて、水もなくて、
取りに行くこともできなくて亡くなつていった人
を何人も知っています。そんなふうには命の危険と
背中合わせのそういう被災地で助けを求めていた
という、その現実を滝大臣もすっかりと心に留め
ていただいて、その南相馬市に一年たつても法テ
ラス出張所が設けられないということに対して深
く反省をしていただきたいと思ひます。

それでは、次の質問に移りますけれども、滝大
臣は衆議院の法務委員会が我が同僚の稲田朋美衆
議院議員の質問に対して、今までの法務大臣のお
名前を答えることができませんでした。今度は二
回目ですからお答えになれると思ひます。初代か
ら七人目の滝大臣まで、紙を渡さないでください、
今後の官僚が紙を渡しました。何と恥づかしい
ことなんでしょう。先ほども指摘したじゃないで
すか、大臣所信を官僚が作った文章のまま読むよ
うなことをしないでくださいと言つたじゃないで
すか。大臣の名前ぐらいい言つてくださいよ。お願
いします。

○国務大臣(滝実君) 千葉大臣、柳田大臣、仙谷
大臣、江田大臣、平岡大臣、小川大臣、それから
私でございます。

○森まさこ君 紙を渡さなくても言えるじゃない
ですか。後ろの方、反省してくださいよ。子供じゃ
ないんですから、子供扱いしてそうやって一言一
句書いてあげるから仕事をしないんです。政治主
導つてどういふことなんですか。書かれた大臣所
信そのまま一言二句読んで、福島県に出張所がな
いことも知らない、しかも今まで副大臣だった、
私には信じられません。

それでは、それぞれの大臣が何でお辞めになつ
たか、稲田さんが聞いたときに答えられませんか
でした。千葉大臣は何でお辞めになつたんですか。

○国務大臣(滝実君) 辞めた理由を私の口から申
し上げるのはいかがかということもございまし
て、それなりに私の思つてのことだけを申し上げ
たわけでございますけれども、千葉大臣は参議
院選挙で当選できなかった、これがそもそもお辞
めになつた理由だろうと、私はそういうふう
に思つております。

○森まさこ君 千葉景子大臣は、平成二十二年度の
参議院選で大臣でいらつしやいましたけれども落
選をされました。当選、落選の問題ではないと思
ひます。その落選をした後、民間大臣と指摘され
ながら四十九日間在任をされましたけれども、次
の内閣改造でお替わりになりました。

私が問題だと思つているのは、そのお替わりにな
るつい直前に死刑を執行なさつたことです。今
まで死刑を執行しないというようなことを表明さ
れておられた千葉景子大臣が突然二名の死刑を執
行し、死刑場を公開されました。しかし、そのと
きにもう国会が開かれておりませんで、私たちは、
次の国会が開かれたとき、もう千葉景子法務大臣
ではございませんでしたから、このことに対して
質問ができませんでした。これは大変重要な問題
だと思つております。

○森まさこ君 不適切な発言とは何ですか。
○国務大臣(滝実君) 法務大臣の国会における答
弁の在り方というパターンを自分の選挙区で発
言をしたと、こういうようなことがあつたとい
ふには理解をいたしております。

○森まさこ君 柳田大臣が何と言つたかとい
うと、法務大臣とは二つだけ覚えておけばいいん
です、個別の事案についてはお答えを差し控えます、
分からなかつたらこれを言う。あとは、法と証拠
に基づいて適切にやっております、この二つなん
ですというふうにおっしゃつた。そのことを指

摘されて、これが余りにも法務大臣としてふ
さわしくないということで辞表を出されました。
六十七日間の在任期間でございました。

○国務大臣(滝実君) 私は、仙谷大臣は言わば
ショートリリーフとして大臣に就任したというよ
うな理解をいたしております。

○森まさこ君 ショートリリーフとしては長い
ですね。五十四日間、二か月間いらつしやいました。
仙谷大臣は、あの尖閣諸島の問題で我が同僚の丸
山和也議員との電話のやり取りも指摘をされまし
た。自衛隊は暴力装置という御発言もございま
した。そこで、自民党、みんなの党とともに参議院
で問責決議案が可決をされて、その後の内閣
改造で辞められたということになっていきます。
その次の平岡大臣は何でお辞めになられました
か。あつ、次は江田大臣です。江田大臣から指摘
を受けました。江田大臣は何でお辞めになられま
したか。

○国務大臣(滝実君) 江田大臣がお辞めになつた
理由は私も思い当たるところがございません。
○森まさこ君 江田大臣は辞める理由もなく、次
の内閣発足に従つて次の大臣に替わつたというこ
となんていふか。人材をころころ替えて、何かた
くさんの人に大臣やらせてあげよう、
そういうことなんではないか。

○国務大臣(滝実君) 私はそういうふうには思
いません。やはり江田大臣は、江田大臣としての大
変貴重な経験を生かした法務大臣であつたとい
ふふうに思つておりますから、特別お辞めになる理
由はなかつた。したがつて、今仰せのように、で
きるだけたくさんの議員に大臣職を譲るといふつ
もりは私には感じられないところでございます。

○森まさこ君 江田大臣がなられたときに震災が
ありまして、私、その盗難の問題を指摘させてい
ただいたんですけれども、当初、そのようなこと
はございませんという答弁でありまして、その次
の委員会があつたときにお認めになつたんですけ
れども、それほど問題にしたものを次の平岡大臣

には引継ぎをされておりませんでした。平岡大臣に、私、所信のときに質問したら全く分かっていらっしやいませんでした。

江田大臣については、国会の参議院議長までなされて行政をチェックする立場の方でいらっしやったんですが、そこからまた天下りのような人事で行政機関の長になられたということが指摘をされていたということを申し上げたいと思います。

次の平岡大臣は何でお辞めになったんですか。

○国務大臣(滝実君) 私も平岡大臣の副大臣を務めまして大変残念に思ったわけでございますけれども、最初のときの言わば秘書官の任用とか、そんな問題があったように記憶をいたしております。

○森まさこ君 平岡大臣は、前科を有する人物を大秘書官に起用をしていたという問題が指摘されておりました。また、さらには少年法との関係でテレビ出演した際に、殺された被害者のお母さんに対して、加害者を死刑にして死の恐怖を味わわせて幸せですかというような発言をして、それが暴言だということが指摘をされておりました。

私たちが、問題閣僚追及チームというのを構成しております。やはり平岡大臣については大変問題があるだろうということで問題閣僚の一人にリストアップしていたわけでございますが、内閣改造でお替わりになられて、やはり問責逃れではないかと私たちは思っているわけでございます。

次に、小川大臣です。小川大臣はなぜ替わられたんですか。

○国務大臣(滝実君) 小川大臣におかれましても、私が副大臣としてお仕えを、支えさせていたいただきました。そういう立場から考えると、小川大臣がなぜお辞めになったかというの私は心当たりがございません。

○森まさこ君 御本人を目の前にして心当たりがございませんと言われないのかもしれないけれども、法務委員会の議事録を見ていただければ、インターネットで見ていただいている方もお分か

りになると思いますけれども、競馬サイトを第一委員会室で見られたという問題が指摘されておりました。それから八千八百万円という法外な弁護士費用を公正証書に巻いて、正当に勝った原告からの強制執行に入っていくというようなことが指摘をされておりました。もちろん、御本人はそれが法的な問題になるということについては否定をしておりますことを申し添えたいと思います。

私たちは、やはり問責を出そうということで適格大臣追及チームの中にリストアップをしておいたわけですが、また内閣改造でお替わりになられたということですが、

ここまでずっと見てこられて、傍聴をされている方もいかにあきれてしまったと思うんですが、私も、ころころと替わった法務大臣でございます。法務委員会として大変残念でございます。七人の在職期間を私も全部これで数えてみましたけれども、前任の小川大臣は百四十四日、約四か月でございます。その前の平岡大臣、百三十四日、やはり約四か月でございます。全員で平均して百六十六日、五・三か月ということで、私、小川大臣の大臣所信に対する質問のときに申し上げたんです。前の平岡大臣が四か月ですから、小川大臣も四か月だと思っておりますけど、大臣に就任してから二か月たつてから大臣所信に対する質問をして、それに対して答弁しても残り二か月では大したことできないんじゃないですか。

そうしたら、その予言どおりに四か月で終わってしまいました。

そのことが恥ずかしいとか恥ずかしくないとかいうことでなくて、法務行政、司法行政にとって大変不幸だということです。そこで質問していることが全く行政に生かされないまま次の人になってしまふ。次の人は質問したことその答弁も覚えていない。役人が書いてきた大臣所信を直すこととさえない。前からの課題について解決するよ

うに指示も出していない。そんなことで、ずっと被災地と国民はほうっておかれているわけだ。

私は、毎回毎回このことを指摘するのは本当に疲れました。しかし、そんなに難しい問題ではないと思うんです。出張所をつくるのに地域の弁護士会がもめているとか何だとか、そんなことで一年何か月も掛かる問題じゃないじゃないですか。国がどうしてリーダーシップを発揮してつくらないんですか。相談をしたい、その中で苦しんで自殺していく人のことを考えたら、自分がちよっとぐらい文句言われたり批判されても無理無理つくってくださいよ。

滝大臣、この七回も替わった法務大臣の人事とそれに伴う法務行政の遅れ、これに対して滝大臣は御自身でどのように改革していけるのか、お答えください。

○国務大臣(滝実君) ただいまの法テラスの出張所につきましては、六月四日にも地元で関係者が集まって協議をいたしたというふうに聞いております。

大変長く時間が掛かりましたけれども、とにかく今先生の御提案のように、まともなくとも法務省のリーダーシップでどうだと、こういうようなこともございました。しかし、法テラスを実際に運用していただくのは、やはり地元の弁護士会の先生方に大きな力を貸していただかなければなかなかなかうまくいかないと、こういう事情もこれあり、円満に場所が決まるまで協議をしてきたというのが実態だろうと思います。

しかし、物事には限界がありますから、やはりなるべく速やかに、少なくとも立地場所、設置場所については、ここまで長く時間が掛かったのを取り返す、そんな努力をしていかなければいけない、私もそういうふうに感じております。

○森まさこ君 地元の意見をよく聞くというのは、そんなのは言い訳なんです。法テラスの出張所だけの問題じゃないんです。仮置場もそうなんです。中間処理施設もそうです。県内で自主避難している人たちに對する財政支援もそうです。全部政府は地元の意見を聞いているから進めませんと言う。地元の意見を聞くという美名の下に、地元

に責任を押し付けているだけじゃないですか。何で被災者の苦しみに寄り添っていただけないのか、自分が悪者になってもそこにリーダーシップを発揮するという覚悟ができないのか、私には悔しくてなりません。

滝大臣、滝大臣は何か月ぐらい在任するおつもりですか。

○国務大臣(滝実君) 森先生の今御指摘になった過去のことに鑑みまして、そういうことにならないように精いっぱい頑張りたいと思います。

○森まさこ君 先ほど、民主党政権における法務大臣六名は、今までの六名は平均在任期間が百六十六日だと申し上げました。滝大臣、滝大臣は引退表明をなさっていますね。

○国務大臣(滝実君) そのとおりでございます。○森まさこ君 それでは、次の国会議員としての任期が終わったら、もう議員はなさるつもりがない、そういうことですね。

○国務大臣(滝実君) そういうような表明をいたしております。

○森まさこ君 滝大臣は副大臣時代にも引退表明をなさっておられました。こんなにも短期間で短命で、ころころ替わった法務大臣のこの職に、引退表明をなさっている方を任命した野田総理の気が知れませんか。今度こそは腰を据えてやっていただきたい。私が今一生懸命に質問をしてきたことも、解散総選挙があったら、もうまた水の泡になってしまふのでしょうか。私は、野田総理の任命責任に直結する問題だと思っております。

それでは、最後の残された時間で質問をいたしますけれども、先ほど法テラスの出張所のことを言いましたけれども、今度は法務局の出張所について質問をしたいと思っております。

るといふことは、これは当然法治国家としてあり得ないことなんでしょうね。

そこで、やはりこれも近時の事件ですけれども、一昨年ですか、あの尖閣諸島事件がありましたときに、中国人船長が当然起訴、裁判になると思っいたら、突如として那覇地検が国際関係、日中関係を考慮して釈放してしまつたといふとんでもない事件があつたんですけれども、これは私は、歴史だんだん解明されていますけれども、いわゆる政治介入してはいないと言つていただけますよ、いわゆる隠れた指揮権発動なんですよ。あのときにやるならば、堂々と当時の法務大臣が指揮権を発動するならば、これは手続としてですよ、それは是非は別にして、筋は通つていたと思つていいんです。しかし、それをしないで、まあ官邸が中心になつて圧力掛けたんでしよう。それで検事にそういう意向を伝え、検察庁がそれを釈放してしまつた。

だから、これは、まあやみ指揮権発動と言われたいですけれど、二重の意味で非常に大変な問題を起したと私は思つておられます。だから、これはどのように弁明してみても、当時の客観的状況、報道の在り方、それからその後、松本健一氏の証言、いろんなところからつまびらかになつてきていると思つておられます。このようなことは断じてあつてはいけないと思つておられます。隠れたやみ指揮権発動というふうなことに對してはどうかというふうにお考えになつていただけますか。

○国務大臣(滝実君) 基本的には指揮権発動というからには、それは法律の手続のつとめて堂々としてやらないと、これはこれでまた誤解を招くと、こういうふうにお考えをしなければいけないと思つておられます。

○丸山和也君 それでは、時間の関係で次に移りますが、いわゆる法務大臣がころころ替わるといふことで、なかなか法務行政が進まないといふことはあるんですけれども、それは別にしまして、個々の問題について大臣が幾ら替わろうと、民主党政権あるいはマニフェストでうたつておられることいろいろ含めて、やっぱりいい施策も、法案とい

うのも幾つかあると思つておられます。そういうのがなかなか進まないといふことについて、ある意味では失望もしているんですけれども。

それで、一つは相続差別問題ですね。相続での婚外子の相続分の差別、民法九百条四号ただし書といふのがありますね。非嫡出子の相続分は嫡出子の二分の一だとかね。こういうことは、辛うじてまだ今裁判上合憲が保たれていますが、もうほとんど時間の問題で、違憲だといふ裁判官が多くなつてきています。こういうのは、もう法律をさちつと出して、早く民法の改正をするとか、当然おつしやつておられると思つておられます。なかなか進まない。

それから、もう一つは夫婦別姓ですね。これは、別姓と言ふかどうかは別にして、これも民主党政権ではやると言つておられたようだけれども、法案もなかなか出ない。これは、なかなか議論がございまして、夫婦別姓に関しては、しかし、これは前提として私の思想的理想を言ふんですけれども、やっぱり強い国家といふか国と自由な市民社会といふ、この一見矛盾するようなことをやっぱり達成するべきだと私は思つておられます。

それで、婚姻したら夫婦が同一姓になるというのは明治になつてからなんです、日本の歴史を見ても。恐らく、明治二十九年ですかね、民法が制定されて、三十一年施行、このときからなんです。姓がなかった人も明治以前はたくさんいたんですけれども、少なくとも夫婦結婚したら同一姓にするといふのは、これは民法ができて初めてきておられるんです。そんなに日本の伝統でも何でもないんです。よく考えてみると。

それで、当時はやっぱり明治政府の富国強兵策の下に強い国家をつくるんだと、そのための家族といふのは家制度の下で強くするんだと。それで強い家族、強い家制度、それが強い国家になっていくんだみたいな、一つのやっぱり国策なんです。思想的に。それは、その時点になつて初めて法的に整備されたといふことを見てもよく分か

る。片や、アジアの諸国を見ても全然違う、中国、韓国にしてもですね。やっぱり生まれた自分の姓といふのは結婚したぐらいでは変わらないんです。

こういうことも、だからどういふ形で強い国をつくつていくかといふのは時代によつて変わつていくと僕は思つておられます。家制度によつて強い国をつくつていくといふような時代から、やっぱりそれぞれの個人のいろんな形態を、多様な形態を認めて、強い個人同士のきずなによつて、自由なつながりによつて強い社会をつくつていくんだといふ、やっぱり時代は変わつておられるんです。そういう中で、やはり僕は、民主党さんがおつしやつておられる中で、これはいろいろ賛否両論ありますけれども、少なくとも歴史的な、あるいは哲学的な観点に立つたこつちの議論を堂々と進めていかないとやっぱり駄目だと思つておられます。それで、ちよつと世論がこう反対と言つてすぐやめてしまつとか、もう何といふか、ポピュリズムといふか、信念がない政治といふのは一番駄目だと思つておられます。

特に、法務行政なんつていふのは、そういう意味では非常にぶこつで質実剛健で、世論がどう言おうとかかなり啓蒙していくような姿勢がないと法務行政といふのはなかなか前に進まない。そうしないといふ、また法務行政も他の省庁の政治と比べてもさつき言葉ありましたけれども、なめられるといふのは変ですけれども、軽く見られてしまう側面あると思つておられます。

そういう意味で、今、婚外子の相続分の問題、夫婦の姓の問題、こういう非常に市民社会の根幹にかかわる骨太のところを、単に世論の賛否あるいは声だけを気にしながら進めるんじゃないで、堂々と検討してもらいたい。どういふ結論になろうと堂々と議論をするといふことが大事だと思つておられます。大臣はどうかお考えですか。

○国務大臣(滝実君) 二つの仰せになつた点については、いずれも法制審で既に報告が出ている問題でございます。夫婦別姓の問題にいたしまして

も、婚外子の相続分の問題にいたしましたも、いずれも法制審の議論は終わつておられる、そんな問題でございますから、法務省としては何とかこれを法案化したいという姿勢については従来と変わらないといふようなことを申し上げたいと思つておられます。

○丸山和也君 おつしやつたとおり、法制審議会でもそういうもう答申が出ていますから、それをどうするか。やっぱり国民的な議論を起して、短兵急に決めることはないですけれども、やっぱり流れはやつていかないと、それで選択制ということもあるし、いや、時期早しいならもう少し様子見ようといふんでいいんですけれども、検討はやっぱりするといふ姿勢を示してもらいたいといふことを申し添えておきます。

それとも一つ、死刑の執行ですね、死刑問題についてお聞きします。これはもう法務行政については常にトップイシューになつておられると思つておられます。最近、オウム真理教の逃亡していた逃亡犯が出頭したり逮捕されたりして、これで全部指名手配は捕まつたといふことになるので、詳しい有田先生もおられる前ですけれども、ある種の、オウム問題といふのは何だつたんだらうなといふことが今再びクローズアップされなければならぬ時期にも来ておられると思つておられます。

それで、私はこつちでなぜ取り上げるかといふと、死刑問題という、私のやや持論になりつつあるのは、今は制度的には無理なんですけれども、こういう一種の宗教犯、かつて政治犯という言葉がありましたけれども、こういう彼らも元々の教義は基本的には原始仏教に帰依するといふか、阿含宗なんかにも麻原さん行つていましたけれども、やっぱり原始仏教を基盤として、それから彼らなりにいろいろ発展といふか展開をしておられるんですけれども、そういう中で多くの被告あるいは犯罪者、オウムの犯罪者といふのは、要するに人のものを盗もうとか命を殺そうといふことを目的にしているんじゃないで、世の中を救済しようとして、まあ古い

言葉で言えば衆生済度みたいな、そういうことを目的にして勉強したりあるいは修行したりしているうちに、気が付いたらこういう凶行事件を引き起こしていったということで、そのやった行動と彼らの当初抱いていた理念とのギャップに苦しんでいるというのが、大ざっぱな言い方ですけど、実態じゃないかと思うんですね。

もちろん被害者の方の、殺されたりいろんな被害者、今も苦しんでおられる方にとっては、どういふ犯罪であれ苦しみは同じですけども、一方、そういう加害者側から見ると、普通の強盗犯とか殺人犯とはやや違った面があると。こういういわゆる受刑者に対しては、僕はいわゆる終身刑というような制度を設けて、むしろ終身刑の中で反省なり悔悟なりあるいは社会に対する償いというのをいろんな形でさせるべきだと、またそういう自覚を育てるべきじゃないかというふうに思うんですね。

そういう意味で、再びやっばり終身刑制度というのをメリットがあるんじゃないかなというふうな思ってきているんですけども、これは当然、法改正が必要なんですけれども、また仮釈放を認めるか認めないかということもございませうけれども、こういう観点から法務大臣は何かお考えになるところがございませうか。あれば、今私の意見を聞いた上でも結構ですけども、御所見をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(滝実君) 元々、世界各国、終身刑を採用している国はそれなりにあるわけでございますね。今、委員おっしゃったように、そういう世界観からの終身刑の話は今初めてお聞きしましたけれども、刑事制度としての終身刑の在り方というものはそれなりに既に実行に入っている刑の一つでございますから、そういう意味では検討をしていかなければいけない。民主党も終身刑を一つの検討材料にしてきたことは事実でございます。

しかし、終身刑は、まだ本格的な検討に入っておりませぬけれども、それなりのやはり問題点もある、その辺のところをどういふふうに理解をし

ていくかというのは、まだ日本としては未経験の分野でございますので、これからの問題だといふふうに理解をいたしております。

○丸山和也君 いわゆる終身刑の議論が出るときには、一方で死刑廃止論という、こういう主張もございまして、ややそういう流れの中で言われてきた趣もあるんですが、私は、個人的には、死刑は死刑として存置する、しかし犯罪の種類によってはやっばり終身刑というのがよりふさわしいんじゃないかと。より過酷だと言う人もあるんですけども。終身牢獄に押しとどめられて人格を破壊されていって、しかも税金、いわゆる国費でやっていく、そんな必要があるのかと、さつさと死刑にしてしまえと、こういう議論もあると思ひますけれども、それもちろん分かります、論理的にはね。しかし、やっばり刑の本来の目的が、応報とか教育とかいろいろありますけれども、やはり犯罪によつて刑のやり方にも多様性があつていいんじゃないかと思ひますので、こういう観点から、是非骨太のやっばり政策あるいは考え方として、法務省としてはじっくり大臣が替わろうが替わるまいがやっばり取り組んでいただきたいと、これは私何回も言っているんですけども、是非お願ひしておきたいと。

それともう一つ、死刑に関しては死刑の執行の問題です。これ、私、法務委員会入って、もう何年前か、最初にも言ったんですけども、やはり今の執行は、死刑囚が今百二十人ぐらいいるんですけど、ちよつと分かりませんが、大体の数字はそれで、長い間、五年も六年も、もちろんあるいは十年以上の人いるでしょう、いてですね、突然、執行されるその日の朝、告知されるらしいんですよ。それで、二、三時間後に執行されると。これが今のやり方。

私はこれは大いに問題があると。死刑囚であれ、要するに家畜じゃないんですよ、牛や馬を屠殺場に連れていって、はいつてやるといふんじゃないんですよ。要するに、国家が人間と認めて、

人間と認めた相手に死刑を断行するわけですから、そこにやっばり、いついつ告知する、あらかじめそういう告知期間を定めて告知し、それなりの心の準備等をきちつとして、その覚悟の上でそれを受け入れるということがいわゆる極刑を受ける者に対する最後の尊厳の在り方だと僕は思うんですけど。だから、そこら辺をむしろ私は堂々とやるべきであつて、それが法治国家の一つの究極の姿じゃないかと思うんですね。

ところが、ずつと、それは早い人もおりますけども、何年もたなざらしのようになって、いつか分からないと、夜が明けたら今日やると、これはちよつといささか、かなり、まあ無礼と言つてはちよつとあれだけれども、やり方として、酔狂の問題じゃないですけど、やや趣が良くないというふうに私は思うんですね。

それで、その点について、たしか国連のアムネスティですとか、国連の方からも何度か勧告もあると思うんですね。そういう告知期間を設けて、その間に身辺の整理、それから世話になつた人への挨拶とか、心の整理ですよ、そういうことをした上で執行をやるということを私は是非制度改革としてやつてもらいたいと言つているんですけども、一方、法務当局から、あらかじめ知らせると動揺すると、それから、かえつて混乱を起こしてはいけないからいきなりやるんだと、結果的にはこういうことなってますね。

しかし、やっばりもう裁判で死刑を宣告され、それが確定して長い間牢獄にいるわけですから、それはいいよ来たかということはあると思ひますよ。でも、それはやっばりそれなりの覚悟というものが自然にできるものですよと私は思うんですけども、やっばり、あとはだからそこら辺の、僕はさう本當を言うと、その期間の中で本人に選択をさせて、いついつもうお願いしますというのとは変ですけれども、してもらう日を自ら選択して、一定期間の中でやるぐらいがあつてもいいんじゃないかと私は思うんですね。それは別にしても、告知期間といふことを是非検討していただきたいと思

うんですが、大臣、いかがですか。○国務大臣(滝実君) 今委員から、人間の尊厳の問題として、あらかじめ事前に期間を少し前から予告すべきだと、こういうようなお話でございまして。

確かに、現在、死刑執行を実行している国においても、あらかじめ時間を取つて予告するという例もあるように聞いています。ただ、日本の場合にもかつてそうしたことが経験としてあるんだとございまして、その際のことを考えて、やはり時間を余裕見て予告するとそれなりの弊害というのは今委員がおっしゃつたとおりでございまして、実際にそういうような事例もあつたということで、日本の場合にはその日の朝と、こういうようなことに切り替わつたんだらうと思つております。

しかし、改めて人間の存在、尊厳という立場から物々考えるということも必要だといふふうには思ひます。

○丸山和也君 簡単には比較できないんですが、例えば、もう治らないがんの告知とか、余命三か月とか六か月とかありますよ。それを昔はほとんど知らせなかつた。医者も、本人が動揺するだらうと、かえつて死期を早めるんじゃないかと。家族もそうです。家族にすら知らせないのもあつたと聞いている。昔は、家族には知らせるけど本人には知らせないかあります。でも、やっばり流れとしては告知するといふふうないつていふと思ひますよ、ほとんど。それで、やっばりそれを受け止めて、自分の最後の生をどういふふうにするかといふことで充実があるんですよ。死刑囚だつてやっばりそれはそれでであると思ひますよ、私は。いきなりがつといふのと、やっばり、じゃ来月十日だと、最後のあと二週間かといふ。これはやっばり人間といふのは皆死ぬわけですから、死なない人はいないんですよ、いまだに。だから、これはもう、そういう覚悟を持たせてあげる、多少動揺しようが、それはそういうことをするといふのが、動揺しないのであれば動物

なんです、動揺するからこそ人間なんです。よね。だから、それをむしろ尊厳と動揺ということを受容させてあげるといふことが僕は思いやりだと思ふ。こういうやや哲学的なあれになりましたけれども、そういう観点からは是非、かつてこういうことがあつたからとか、そういうささいな例を盾に取るんじゃないかと、是非検討していただきたい。

それから、いよいよ時間になってまいりましたので、最後の一点になりますけれども、いわゆる人権救済法案、人権擁護法案とか言われていますけれども、これも随分前から、前の政権のときからあつたのでも分かりますけれども、民主党政権も国会に提出すると。法務大臣所信の中でも何回も何回も書かれていますけれども、これについては、時間の関係で私は結論言いますけれども、必要ないというか、やや早急であるというか、もう少しきちっとしたものにして考え直してやるべきだと思つておられるけれども、この見通しなり大臣の、見通しというのは提案の見通しとか、あるいはこの法案そのものに対する大臣の見解をお聞きして、私の質問を終わりたいと思つます。

○国務大臣(滝実君) 人権法にしましては、既に自民政権時代にも一度国会に法案が提出されたこともございます。それから、私が自民党の副大臣として法務副大臣やつていた際にも、もう一遍人権法案を出直しをしようと、こういうことでも案を作つたこともございます。

今、法務省としては、そういった今までの経緯を、少しでも欠陥を除去する、そんな努力をしてまいりまして、いろいろ考えた末、成案としては一応取りまとめる段階まで来ているわけでございます。これについてはいつ国会に出せるかと、こんなこともあつて、今更に検討を続けているところでございます。

今の先生の御意見でございますけれども、そういういろいろな意見も参照した上で、また法務省としても改めて考えていきたいと思つております。

○丸山和也君 強烈な反対論もいろいろあるんですけども、それはそれとして、やっぱり表現の自由、言論の自由、とりわけ政治家なんかも含めて、そういうことに対して非常に縛られて悪影響があるんじゃないかと。

その人権擁護法案という名の下に人権擁護法が行われるんじゃないかという、まあ粗っぽく言うんですけど、そういう危惧と反対論がかなり根強いと思うんですね。ですから、こちら辺に留意して、是非慎重にやつていただきたいと、こういうことを申し上げて、私の質問を終わります。

○委員長(西田実仁君) 午後一時三十分再開することとし、休憩いたします。

午後零時三十分休憩

○委員長(西田実仁君) ただいまから法務委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、法務及び司法行政等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

○魚住裕一郎君 公明党の魚住裕一郎でございます。

一か月半ぶりぐらいの法務委員会だと思つますが、また大臣所信からという本当に、私も西田委員長が就任されて、この法務委員会に戻つてきたんですが、三人目の大臣という形になるわけでございます。その前の方は余り、まあ江田先生は著名ですからよく覚えておりますけれども、ただ、三人目とはいへ真面目な滝先生が大臣になられる、もちろんその前の方も真面目だと思つますが、殊のほか真面目な滝先生が大臣になられたこと、喜びたいというふうにも思つておるところでございます。

そこで、午前中の質問もございました。前大臣と余り事務引継がしつかりなされていなかったのかなというふうな、個別案件についてかなり突っ込んだ質疑応答がなされたというふうな認識をす

るわけでございますし、また、指揮権発動の内容も、話も出たところでございます。

先般の予算委員会でも若干取り上げさせていたわけでございますが、先ほど大臣は、この指揮権発動、抑制的に考えなきゃいけないと、こういうふうにお述べになつたわけでございますが、抑制的にというその理由はどういふふうにお考えでしょうか。

○国務大臣(滝実君) 基本的には、檢察権は法務省に機構的には所屬するわけでございますけれども、やはり司法の大事な一翼を担う機能を持つておられる以上、これについては司法の独立性という意味からも、檢察行政については余り行政的、政治的な立場から個々の具体的な事件について介入するということは、あるいは関与するということとは、これは避けるべきだ。

そういう意味では、法文上は規定されておられますけれども、よほどのことがない限り、これは抑制的に受け止めていかなければいけない、そういう意味で申し上げました。

○魚住裕一郎君 そうですよ。

しかも、個別案件は、やっぱり三権分立の中で政治的にかかわるといふよりも、よく使われますけれども、法と証拠に基づいて判断をしていろいろな紛争を裁いていく、あるいは国家の刑罰権の効果を発揮するというのが司法であつて、それを公の公益を代表する檢察官が判断の上、訴追をする。だから、その行使については、司法の独立に準じてやつていかなきゃいけない。だから、個別案件については檢察総長を通じて指揮権を発動するといふ、そういうふうな形になつておられるわけであつて、過度に口出しをするといふのはいかがなものかというふうな、これはもうある意味では定説ですよ、そんなふうには私は理解をしております。是非そんな観点から法務行政をしつかりやつていただきたいと思つております。

それで、関連して、大臣就任のときに記者会見、五日の閣議後の記者会見で、檢察審査会の在り方

について言及をされました。二〇〇九年施行の改正檢察審査会での強制起訴という制度が導入された。大臣のお話の中では、裁判員制度と絡んだ制度として当然見直しの対象になる、つまり、裁判員制度は三年経過して、そろそろよくレビューしなきゃいけないなところであるわけでございますが、私の認識では檢察審査会の制度はずっと前からあるわけであつて、裁判員制度とはちよつと絡んでいないわけでございますが、その辺りの御認識はいかがなんでしょうか。

○国務大臣(滝実君) 司法制度改革の目的とするところの一つには、プロの法律の専門家と一般の国民との間に意識のずれが出ているんじゃないだろうか。その意識のずれというものをやはり修正していく、それが司法制度改革の一つの目標であつたと思つます。その一つが裁判員制度であつたというわけでございます。したがつて、当時、裁判員制度の導入についてはいろいろな角度から議論がされたわけでございますけれども、同じ時期に国会に提出され採決されたこの強制起訴の問題については、同じように意識のずれというものを修正するという意味で本来あつたはずでございますけれども、いろいろな議論を見ても、議論はされておりますけれども、それほど裁判員制度に比べると細かい議論はされていないように思つます。

したがつて、同じ意識のずれを修正する制度として同じ時期に導入されたものから、法律には見直しの規定はありませんけれども、裁判員制度について見直しする際にこの強制起訴に関連する部分も併せてやつていけたらどうだろうかというの、記者会見において私が発言した趣旨でございます。

○魚住裕一郎君 だけれども、司法制度改革審議会のこの意見書、檢察審査会について言及していなかったと思つますし、特にこれについて議論を深めて、いわゆる内閣の司法制度改革推進本部の中でも特に議論はしていないんですよ。たまたま起訴便宜主義の中で、やはりこれきちつと起訴

を

すべきだという、民意を反映するという、そういう制度をつくるべきじゃないということ、全く別の系列から出てきたことなんでしょう。たまたま時期が似通ったような形になっておるわけですが、必ずしも裁判員制度の見直しとリンクさせて考える必要はないんじゃないのかなと私は思っています。

これは、刑事訴訟法の大原則でずっと来たわけですが、強制起訴を見直すべきだという大臣のお考えもありませんが、そもそも刑事訴訟法は起訴便宜主義ですよ、今申し上げたような。検察官がいろんな犯人の状況であるとか被害感情とか、最近では外交面まで配慮して起訴するかもしれない、お決めのなるようでごさいますけれども、それを本当に根本からもう一度考え直すところまでお考えなんでしょうか。

要するに、送検されたものは全部起訴するというふうにやってみれば、こんな検察審査会なんて要らないわけですよ。当然ながら無罪率も上がる。当然ながら推定無罪というその言葉がそのまま通用するようになるわけでごさいますけれども、おその辺りまで根幹に遡ってお考えなのかどうか、お考えをお示ししたいと思えます。

○国務大臣(滝実君) 裁判員制度については、言わば実績という案件数もかなり上っております。そういう中で、既に平成二十一年から見直しの議論を開始しているわけでごさいますけれども、この強制起訴の方については件数も少ない、そういう意味ではまだまだ実際の議論するには早いかもいけませんけれども、いずれこの事案というか実績をとらうか、現実の実態を少し調査をし、事情を収集しながら手を付けてもいいんじゃないだろうか、こんなような気持ちもございました。

○魚住裕一郎君 起訴便宜主義についてはどうお考えですか。起訴便宜主義、検察官がご判断するということ考え方はね。もちろん被害が軽微だ、起訴するまでも当たらないというような形でやってきたわけでごさいます。

て全部起訴して裁判所で黑白はつきりさせるという考え方もあるわけですよ。こちら辺りはどうですか。

○国務大臣(滝実君) 元々、強制起訴の問題は起訴便宜主義とは相入れない部分があるわけですね。起訴便宜主義というのはやっぱり検察官から見てこれは起訴を猶予すべきだという問題が制度的にあるわけでごさいますけれども、この強制起訴の問題はそういうような次元の問題じゃないものから、猶予すべきだという判断というのは別の問題としてこの便宜主義ではやるというか、強制起訴の場合には出てくる。そういう意味では少し次元が違うというふうな理解をしているんですけれども、実際問題として次元の違う問題ですけれども、強制起訴の対象にはなっていくと。こういうところがこの制度の非常に複雑で、ある意味では奥深いところかもしれない。そんな感じを受け取っています。

○魚住裕一郎君 根幹にかかわることでごさいますので、いま一度よく御検討をいただきたいと思えます。

それで、今もお話出ておりますけれども、先月の二十一日でちょうど裁判員が導入されて三年になるわけでごさいます。法務省でもこの問題につきまして検討会を設置して検討を重ねているというふうに思っておりますが、何点かお聞きをしたいと思います。

先日、最高裁の裁判員に対するアンケート結果が発表をされました。審理の内容が理解しやすかったという声が六割と、これはめでたいことなごさいます。ただ毎年だんだん減ってくるという形になるわけでごさいます。その中でも裁判官の説明が分かりやすい、その次は検察官、そして弁護士がその次になるという、弁護士が一番分かりづらいということでごさいます。この検察官の説明に関して、この分かりやすさ、法務省としてどういうような取組をしているのか。

また、弁護士さんには頑張ってもらわなきゃい

けませんけれども、三会といいますが、裁判所、検察庁、また弁護士会、地裁レベルでもいろんな連絡会とかあろうかと思っておりますが、そんな場を通してこの弁護士会へどういような努力をしてもらいたいということを働きかけるか、法務省、また最高裁としての御答弁をいただきたいと思えます。

○国務大臣(滝実君) 現在の裁判員制度に踏み切るまでには相当何回も回数を重ねた言わば模擬裁判をやってきたと思えます。そういう中で、できるだけ分かりやすい裁判を目指すんだということ、いろいろ工夫をしてきた結果がそのスタートで取り入れられてきた。

しかし、その後の状況を見ると、やっぱり難しい事件、重大問題を扱うだけに難しい事件がその中に混じってきたということもこれあり、そういう意味では分かりにくくなったということだと思えます。要は、やはり平成二十一年の五月のあのスタートの時点までの模擬裁判のそういう初心に戻って、もう一遍検察側も弁護側もその努力を忘れずにしようというところがやっぱりこの問題を従来のような格好で分かりやすいという判断をいただけるような前提条件じゃないかなと、こんな感じをしております。

○最高裁判所長官(植村稔君) 委員御指摘のとおり、裁判員等に関するアンケートによりまして、審理内容の理解のしやすさ、このデータが年を追って低下しているというところは、私どもとしても重く受け止めております。

平成二十一年は、事件数そのものが百四十件程度でごさいます。期間も七か月程度で終わっている事件でごさいますので、しかも自白も多かったというところがございまして、そこはある程度異なる事件の固まりだったような気がしますが、その後二十二年、二十三年も若干低下している点、これはやはり重く考えなきゃいけないと思っております。

今大臣もお話しになりましたように、原因についてはいろいろ考えられるんだろうと思っております。

そこで、裁判所といたしましては、もちろんこれ先生も御承知のとおり、公判前整理手続というのが入りまして、そこで事実認定や量刑のポイント、これを法曹三者の方できちんと把握するというのがまず大事でございまして、その上で、証拠調べにおきましても、刑事裁判に初めて参加する皆さんでございまして、実感を持って証拠あるいは事件そのものに接していただきたいと考えております。検察官、弁護士の理解と御協力もいただきながら、自白事件の場合においても重要な事実については可能な限り証人から生の事実をお聞きすると、それで裁判員に心証を取りやすいような審理にするような工夫をしたらどうかというところで、各庁の裁判所、弁護士会、あるいは検察庁ともいろいろお話をしていると承知しておりますが、今その方向で努めているところでごさいます。

○魚住裕一郎君 法曹三者は専門家でごさいますので、言葉遣い一つにしても、自分は分かっても裁判員は分からないということがあり得るわけでごさいます。不審の分かりやすさという点について検証をし、かつ働きかけをしていただきたいというふうに思っております。

次に、裁判員裁判の対象事件につきましてお聞きしたいと思えますけれども、前任の小川大臣は、

将来は高裁にも拡大したいというふうにもおっしゃっておいででした。滝大臣も同じ認識かどうかということ。

また、対象事件について、例えば日弁連も、被告が望めば対象外でも裁判員裁判で審理すべきではないのか、まあ被告側を選択権を認めるというやり方ですね。また、場合によっては、裁判員の経験者の方によれば、薬害とか公害、そういう国民生活に直結するような案件も国民の感覚を取り入れるべきだという意見もあるということでございますが、この対象事件拡大につきまして、大臣はどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(滝実君) 基本的にはこの見直しの検討会においていろんな議論をしていく課題だと思いますけれども、控訴審のようなことになってくるとかなり第一審とは違った経験という判断が求められると、こういうことでもございまして、それから、書面主義の部分も相当多いものですから裁判員にそれこそ大きな負担が掛かってくるという問題もありますので、もう少し第一審の裁判で国民の間に広く経験を積んだ上でないこと、なかなかそこまで足を伸ばす、手を伸ばすということ、難しい問題があるかと思えますけれども、いざにいたしまして、検討会でもってこの問題も結局排除せずに議論をしてみよう必要があるかと思っております。

○魚住裕一郎君 対象事件を拡大すべきだという意見の一方で、例えば性犯罪であるとかあるいは薬物、これをちよつと見直した方がいいんじゃないかという意見もあるわけですね。例えば、性犯罪被害者がなかなかプライバシーの侵害を恐れて被害届を出さないという、そういうことも指摘されているわけですが、この辺の裁判員裁判の運用はどのように現在配慮されているのか。あるいは逆に、それを、被害者側で裁判員裁判か否かを選択するといふことも一理あるんじゃないかと、そういう意見についてどのように思っておりますでしょうか。

○国務大臣(滝実君) 例えば、今御指摘のよう

に、性犯罪なんかの場合には被害者側が拒否するというような気持ちというのはあると思うんですね。プロには率直に話せるけれども、やっぱり普通は、一般、隣組のような感じで接触する裁判員にはなかなか微妙なところまで知られるのは嫌だとか、そういうような問題が付きまとうという問題がございますから、確かに対象範囲の見直しの中では、性犯罪であるとか、あるいは日ごろ余りよくなじんでいない薬物の問題ですね、こんなのは普通の人にはなじんでいないわけですから、そういうことまで対象にしておくのはどうだろうかという議論があることは事実だろうと思えます。そういうことも含めて検討会で議論をしてみようということも大事なことだろうと思っております。

○魚住裕一郎君 今大臣のお話もございましたけれども、先ほど最高裁の方からもありました、裁判員の実感という言い方、表現があったと思えますけれども、もちろん犯罪はそんなに身近にあるわけではありませんが、例えば薬物犯罪、まあ身近にあるかどうかは分からないけど、使用は比較的多いと思うんですが、例えば薬物の密輸事件なんてほとんどお目にかからないというか、それは市民である裁判員とプロである裁判官と判断が異なるというふうな指摘もなされているわけがございます。

新聞記事によれば、最高検ではこの覚醒剤密輸事件、捜査の方法あるいは立証方法を見直すための検討会を立ち上げたということでございますけれども、いつまでにどういったことを検討するか、お示しをいただきたいと思えます。

○国務大臣(滝実君) おっしゃるとおり、薬物の中でも密輸事件などというのは、それこそ一般の国民からするとその実態なんというのは見たことも聞いたこともないと、こういうことでございまして、裁判員裁判でその全体像を理解すること自体が難しい、こういうことはあると思えますね。したがって、今までの事例でもこの種のものには割と無罪になっているケースが目につく、件数としては総体は僅かですけれども、無罪になっている

ケースもある、目に付くわけでございます、その僅かな事件の中でですね。

そういうことを考えると、やはりそういう密輸事件、薬物の特に密輸に絡んだ問題については外した方がいいだろうかとか、そういうような議論というものはあるわけでございますから、検討会でも当然それは俎上に上ってくる問題だろうと思っております。

○魚住裕一郎君 じゃ、対象事件から外すという方向性なんです。つまり、捜査あるいは立証方法をどういうふうな工夫することかということじゃないんですか。

○国務大臣(滝実君) 立証方法についても、それはどういふふうな立証するかということ自体が難しい事件だろうと思えますけれども、余り国民になじみのないものは、裁判員の言わば国民的な意識、要するにプロと一般国民との意識の乖離ということを言っても、その一般国民そのものが元々感覚のない事件というのはいかがだろうかという、そういう判断もあり得ると思えますので、そういう意味で検討対象かなと思っております。

○魚住裕一郎君 次に、裁判員の守秘義務についてちよつと御意見をいただきたいと思えます。

裁判員の守秘義務、本当に法律を作るときから、マスコミの人たちを含めて守秘義務というのは大きな議論がありました。やはり範囲が不明確であるという指摘もありますし、例えば評議の感想を述べるとはできるけど具体的な説明は守秘義務違反になると、こういう言い方をされているわけでございますが、だけれども、それを一生涯続くというふうになるとちよつと重いのではないのかなという気もします。

だから、日弁連の意見書でいえば、少し緩和したらどうだろうか、その罰則の適用は悪質な場合に限りというふうな日弁連は提言をしているわけでございますが、この守秘義務の緩和に関して大臣はどういうふうにお考えでしょうか。

と、守秘義務は本当にきちんと守れるか、あるいはそれに対してペナルティを科すのはいかだろうかという議論は最初からあった議論でございますね。ですから、そういう意味では、いろんな議論の中で、まあ感想ぐらいいいんだらうとか、一部そういう、途中から緩和した、条件緩和といいますが、そういうような空気になってきたことも今までの経緯としてあるわけでございます。したがって、今委員の御指摘のように、一生涯守秘義務は重いか、そんなことができるはずがないとか、そういういろんな問題もありませんから、やはり今までの実績を踏まえて検討をしたいと思いますけれども、この二十一年に始まって以来、守秘義務違反で大きなトラブルという問題が出てきたというふうなものも余りないんじゃないか、ほとんどないんじゃないだろうかという意味では、少しおおらかにしても、まだ許せる部分が残っているという意見は、それは検討に値するんだろうと思えます。

○魚住裕一郎君 これは裁判員制度導入に当たって、ある意味では民主主義の実験場といえますか、そういうふうな観点もあつたわけであつて、大事な意思決定を市民が参加して行うという貴重な機会であるわけですね。だから、そういう人たちがそれを踏まえていろいろな意見が発表できるといふか、そういう方向性をやっぱり考えていくべきではないのかなというふうな思ふ次第でございます。

続いて、先ほどもお話ございましたが、死刑ですね、これは裁判員の負担に関して、死刑を下すというのは大変な御苦労があると思ふんですね、これは。だから、この心のケアということも、なかなか決められない政治と言われていますけれども、裁判員は決めなきゃいけないという大変な重さの中で御判断をしているわけでございます。いろんな意見がありますけれども、例えば、裁判官、裁判員の全員一致によるという、そうすべきだという意見もあるわけでございます。また、

再審であるとか、あるいは冤罪になる可能性がないとは言えないと考えると、一般国民に死刑の是非を判断させるというのはやっぱり酷なんじゃないかなという側面もあります。

先ほどお話ございましたけれども、そもそもこの死刑制度存廃あるいは執行方法に関して法務大臣はどのようにお考えなのか、いま一度大臣の死刑制度に関する基本的な姿勢をお伺いしておきます。

○国務大臣(滝実君) 裁判員制度が始まるまでは、恐らく裁判員は死刑の判決にはよう踏み切らないんじゃないだろうか、こんなことも言われませんでした。死刑を避けて通るといふか、そういうようなことも言われていたのをごさいますけれども、スタートしてみたら、やはり裁判員は裁判員なりに、今御指摘のように死刑判決ということについても恐ろけに避けずに決定をさせていただいているというところは、当初の想定よりはやっぱり違っていると、こういうような事柄でございます。

だからといって、今お尋ねの死刑制度を、裁判員が死刑制度を支持しているから死刑制度はそのまま存置していいとか、そういうことには必ずしもつながらないと思いますけれども、少なくとも裁判員制度を通じて、死刑判決についても国民は決して避けてはいない、こういうことも踏まえながら、今後の死刑制度そのものについても裁判員の結論には安住せずに、それはそれとして死刑制度そのものがどうだろうかということは今後も検討していくべき課題だろうというふうに思っています。

○魚住裕一郎君 先ほどの丸山先生の質問の中でございましたが、終身刑ですね、これはインデックス二〇〇九の中にも法務行政の中でありましたね。で、政権交代になった。

これ、法務省の中でもきちっと、もう三年たとうとするわけですから、結論がそろそろ出ていいんじゃないのかなというふうに思っていますよ、政策集ですからね。最低年金とはちよつと違うわけでございます、しっかり議論してもらわなきゃ

いけないなというふうに思いますが、死刑制度の存廃の問題と並行してもいいと思っておりますけれども、この見通しというか、終身刑の検討状況といえますか、どんなふうになっていきますか。

○国務大臣(滝実君) 将来というか、政務三役の中で議論してきたことは存廃のものにずっと掛かり切りになってきたわけでございます。

したがって、終身刑のところまで踏み込んだ議論というか、そういう領域にまで検討の幅を広げてきたわけではありせんので、やはり今仰せのとおり、終身刑についても、これは民主党として一つの旗を掲げているわけでございますから、そういうこともあり、そしてこの委員会においても終身刑についてももっと議論すべきだと、こういうような御意見でもございますので、やはり終身刑についてももっと本格的に取り組んでいく時期には来ているんだらうという感じはいたします。

○魚住裕一郎君 だけれども、もう三年たつんでわからないいただきたいというふうには、しっかりとやっていただきたいと思っております。

また裁判員に戻りまして、最近、審理の長期化という問題が指摘されております。先ほどもありましたが、公判前におけるスムーズな質問の審理あるいは公判廷におけるスムーズな質問の在り方、そういう工夫がなされていると思っておりますけれども、それでも長期化する。逆に、争点絞り過ぎて裁判員が分からないという、そんなことも言われているところがございます。何か裁判員OBの方で裁判員ネットというのがあるんですか、そういう団体からは訴訟進行に関して裁判員の意見を反映させる必要があるというふうな提言がなされているわけでございますが、こういった提言に対して大臣はどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(滝実君) 裁判員制度の発足のときからできるだけ裁判員に負担の掛からないように、その第一が長期化することを避けると、こういうことでございました。現実には百日を超えるよう

な裁判も現実に経験しているわけでございますけれども、そういう観点からいえば、争点を単純化するというのも関連すると思っておりますけれども、できるだけ長期化を避けるようなことをどうするかというところは、これ今最大の課題だろうと思っております。恐らく、最高裁当局もそのことについては相当に研究をされていると思っておりますから、そういう研究も併せて必要な段階だろうというふうな思っております。

○魚住裕一郎君 だんだん時間なくなってきましたけれども。

次に、この後、裁判所法の改正案が趣旨説明されますけれども、その前に、法曹養成に関連してお伺いをしたいと思います。総務省で意見書が出ましたけれども、先般、要は、その総務省の意見書というのは、司法試験合格者三千人目標で、まだ未達成ですね。近い将来、目標達成というのは困難ではないかと。それで、一方で、弁護士に対する需要というのは顕在化していない。司法制度改革の議論のときはほとんど需要が多いだろうという大前提でやっていたわけでございますけれども、そういう意見が出ております。

政府の立場についてちよつと確認しておきたいんですが、鳩山さんが大臣のとき、まずは三千名まで目指すんだと、その後、それから考えるという話でございますが、その後、特に法務大臣としてこの合格者数について特段明確な方針が示された記憶ないわけでございますが、滝大臣のこの合格者数についての基本的なお立場について御確認をさせていただきます。

○国務大臣(滝実君) 基本的には、三千人の目標を設定したときは、御案内のとおり、弁護士、裁判官、あるいは検察官といういわゆる法曹三者だけでなく、社会の隅々まで法律専門家がいて、これが大切だという発想方法で出発したわけでございますけれども、残念ながら社会の隅々まで法曹が進出するような環境にないと、こういうことでございますから、三千人という当初の構想が、その基盤を今まででき上がっていないということ

でもありますから、そういう中では三千人がなかなか手の届かないところにあるということは、これは意識していかなければいけない問題だろうと思っております。

したがって、三千人にこだわってはいませんかこの法曹養成制度そのものが否認されることになりまして、そのところは実態により合わせた運用というか、問題も必要だろうというふうな感じを持っております。

○魚住裕一郎君 先般、日本弁護士連合会が会長選挙で、私も三回ほど投票しましたけれども、ようやく、ギリシャ並みの選挙をやっているなという感じであつたわけでございますけれども、だけれども、候補者はやっぱり合格者数千五百人ぐらいたと。新執行部もそうなんです。そういう具体的な数字が出されております。

大臣として、いま一度この点についてどのようにお考えになつていらっしゃるのか。やはり私は、司法制度改革の当初の理念というのはやっぱりこれはきちつと踏まえておかなきゃいけないと思うんですね。方向性は正しいと思うんですけど、だけれども、先ほどの総務省の指摘があつたこともまた現実の姿であるわけでございます。その辺を踏まえて議論を展開をしていかなきゃいけないと思っております。

そんな中、よく法曹の中で聞かれる話は、法曹の質の低下みたいなことを言われるわけですね。司法試験合格してくる方ですからみんな優秀だと思えますけれども、検察官にしても裁判官にしても優秀じゃない人は採用しないという形になって、残るのは弁護士になるわけであつて、弁護士の質の低下みたいな形言われるわけでございますが、この点について大臣はどういう認識を持っておいでになるのか、また、どういふような形での懸念をいいますか、払拭をしていくのか、大臣の決意を併せて伺つて、質問を終わりたいと思っております。

○国務大臣(滝実君) 最近の法曹は質が落ちると、こういうような言葉も新聞なんかでは躍つて

考えれば、おのずと答えは明らかだと思います。

そもそもこういったところが、法テラスにやらせるとか、あるいはそもそも被害者参加人の自由な意思によるのであるから訴訟費用にはなじまないとか、そういった議論が出ることも、私は被害者参加人制度の趣旨にもとると考えて次第です。この辺は私の意見として申し上げておきますが、できるだけ早急に制度の方向性をより良い方向にまとめていただいて、来年度からはしっかりと予算も付けて対応できるように体制を取っていただきたいと思っています。

そういった意味で、法務大臣、来年度に向けてこういった姿勢で臨まれるか、姿勢をお尋ねいたします。

○国務大臣(滝実君) 今委員が総合的に勘案して被害者の負担が軽くなるようにと、こういうことでこの制度の仕組みをつくり上げなければいけない、仰せのとおりだと思います。

○桜内文城君 次の質問に移ります。次は、非訟事件、特に家事事件につきまして、ちよつとやや抽象的な話になるんですけども、家庭裁判所の裁判官においてどれほどの裁量権の幅というか、裁判官の独立というものが与えられるべきなのか、あるいはそうでないのか、一定の制約がなされなくちゃいけないのかという話であります。

少し抽象的になりますので一定の事例引く必要もあるかと思うんですけども、裁判官の独立、これはもう本当に憲法上の大原則でもありまして、御承知のとおり、憲法七十六条三項に「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。」というふうにあります。これはもう、もちろん、その趣旨といえますか、司法権の執行に際して、まさに最後の正義の番人といえますか、よりどころとして裁判所が設置されている、そのこと。それからまた、判断が妙な政治的な、法に基づかない配慮とかそういったものがなされないようにと、それによって正しい、まさに正義を実現する判断

を裁判官が行っていくと、そのために裁判官の独立というものが定められているかと思うんですけども。

ただ、なかなか、やはり正義といいますが、特に家事事件の場合、家庭内の離婚ですとか子の監護権ですとか、そういうふうな法が、法といえますか国家権力が家庭の内部に介入していく話にもなるわけですね。ですので、実際、判例でもありますけれども、例えば裁判の公開というのが憲法上、八十二条で大原則として定められておりますけれども、非訟事件についてはこれが当てはまらないと、非公開でも結構と。そしてまた、手続面においても、職権探知ということで、当事者が主張しないものであっても裁判官がこれを証拠調べすることができると。

こういった手続等が定められているわけですけども、その際、やはり司法権の範囲というのが問題になってくるかと思えます。よく言われるところでは、これは学説上の概念ですけども、法の解釈、適用によって権利義務を確定して、それによって紛争を最終的に解決する。これはまさに正義に基づく判断がなされての話でありまして、こういった家事事件のように法の解釈、適用といたしたくし定規なことでは解決できない紛争について裁判官が判断を行う。

ここが、そういった意味では、先ほど言いました裁判の公開についても、憲法上の例外として非訟事件というものが実際制度として存在しているわけですけども、質問としては、要は家庭裁判所の裁判官の独立がどの程度の範囲なのか。他の裁判官と同じ程度にまで全く制限されないものなのか、あるいは、事の性質に応じて一定程度制約といえますか、通常の行政機関であれば当然上級庁の指示、指導に基づいて行政を行っていくわけですけども、特にこういった後見的な、後見的というのは後ろで見るとい方ですけども、家庭に対して介入を行っていく家庭裁判所の裁判官の独立の範囲についてどのようなお考えなのか、確認させていただきます。

○最高裁判所長官代理者(豊澤佳弘君) お答えを申し上げます。

委員御指摘のとおり、権利関係を、実体的な権利義務の存否の確定を目的とする訴訟手続につきましては、憲法上、公開、対審の保障ということの規定がございます。それに対して、一定の後見的な立場から裁量的にその権利義務関係を形成していく、そういった作用を営む非訟の手続についてはそういった保障は及ばないと、こういった場合に違いのあるところではございます。しかしながら、委員御指摘のとおり、裁判官の職権行使の独立につきましては、その趣旨は裁判の公正を保つという観点で裁判官に対する干渉や圧力を排除すると、そういう趣旨の規定でありまして、家事事件につきましても、非訟の裁判とは申しましたも、裁判官による裁判という形を取っております以上、職権行使の独立の保障は当然にそこにも及んでおる、及ぶものだというふうに考えております。この点については、司法内部からの干渉の排除も当然含まれております。そういったふうに考えているところです。

○桜内文城君 そのようにお答えいただくかかと思っております。そのように問題提起しているかかと思っております。やはり特に離婚に際して、協議離婚に際して子の監護権、恐らくこれからまた、江田大臣のころにも質問させていただきましたが、ハーグ条約ですとか、その関係も出てくると思うんですけども、要は家庭裁判所の審判がどうにもやや不当ではないかというふうに言われるケースが相当報道されていたりします。

どういふことかという、例えば、別に個別の事案についてここで言及するつもりはないんですけども、例えばドメスティック・バイオレンスを理由として離婚訴訟が、まあ訴訟といいますが、家事審判の申立てがなされて、その中に事実認定として実際DVがありましたと、ですから母親の方に監護権をというような審判がなされた例もあると聞かれています。

ただ、実際、じゃ、DVがあったのか否かというところで、私が聞いた、その報道もされておりますけれども、事例によれば、別途刑事事件として、暴行罪あるいは傷害罪でしようけれども、告訴がなされて、実際に起訴もされて、裁判所に一旦行っただけけれども、実際には多分事実がなかったことだと思っておりますけれども、取り下げられたと。にもかかわらず、家事審判においてはDVの事実が認定されてしまつて、子の監護権がその結果として認められなかったという事例もあるように聞きます。

これは一つの事例なので、それについてどういふ言うつもりはないんですけども、やはり裁判官というのは法の解釈、適用の専門家であったとしても、実際、こういった家事事件といいますが、人情の機微といえますか、家庭内のいさかきに対して、やはりこれは各家庭あるいは各個人によって考え方も大分違つてくるかと思っております。また、司法試験の問題からいっても、家族法ですとかほとんど出たためしがありませんし、そういった人情の機微にまさに後見的に裁判所が裁量権を持つて介入していく、こういった事例において、不当といえますか、事実認定も含めてやや不当と思われるような事例が生じているのではないかと指摘もなされているわけです。

そういったときに、例えば、昨年、この法務委員会でも審議しました民法の改正において、子の利益というものを最大限に尊重して監護権の在り方等について判断しようという民法の改正も行われているんですけども、それを全く無視するかのようないや、自分は裁判官なんだからそんなの全然関係ないよと、国会でどんな議論があったのか知らないよというふうな公言する家庭裁判所の裁判官もいたやにお聞きしております。そういった意味で、これも憲法上の学説上の話なので水掛け論になるかもしれないけれども、司法権の範囲というのを厳格に考えていくとすれば、こういった非訟事件というのが憲法八十二条の適用がないかのように、やはり家庭裁判所の裁

判官の裁量権の範囲というのおおのずと制約される部分があるのではないかと。

特に、法改正が行われた場合に、最高裁判所なりがしっかりと指導をして、こうこうこういう法改正があったのであるから、今後、家事事件についてはこれまでの、継続性の原則というふうに通常言われるらしいんですけども、まず子供を自分の手元に連れてきた親の方が監護権を得られる場合が多いと、実際、裁判例としては、まあ裁判の利益からすればそうじゃないんですけど、そうやってDVのうその申立てを、仮にです、したような親がむしろ得をするようなそういう審判がなされると、まさに裁判所に対する司法に対する信頼が損なわれるのではないかと。それを防ぐためにも、上級庁、例えば最高裁判所の事務局なりがしっかりと研修を行う、あるいは国会でどういった議論でこういうふうな法改正がなされたということを伝えていく、こういうことも必要だと思っております。もちろん個々の裁判内容について介入していくというのはあつてはならないと思っております。一般的な意味で、しっかりと法改正の趣旨ですとか、これまでの裁判準則、例えば継続性の原則というのは今後は当たり前と思わないでくださいというふうな指導は必要だと思っております。それと、今までのところ、裁判官の独立という名の下の何と、まあ何とともいって、一方、不逞のやからといいますが、裁判官は独立しているんだから文句言うなというふうな言っている裁判官もいるやに聞かなくて、でも、これこそ本当に、裁判官の独立じゃなくて、裁判官の独善に陥っているんじゃないかと思うわけですから、この点、どのようにお考えになるのか、お尋ねいたします。

○最高裁判所長官代理者(豊澤佳弘君) 委員の御指摘のような報道等がなされているということは承知いたしております。

法改正等が行われた場合、新たな定められた法

律の趣旨にのつとつた法の解釈、適用あるいは実務の運用というのがなされるべきことは委員の御指摘のとおりでございます。

先ほどの裁判官の職権行使の独立との関係もありまして、上級庁であるからといって、個々の裁判に関して何らかの命令とか指示とかそういうことはできないのは委員の御指摘のとおりでございます。

ただ、事務当局といたしましては、これまでも法改正等がありました場合には、その立法の経緯やその趣旨についても周知するように努めてまいりました。

委員の御指摘の民法等の一部を改正する法律、この四月から施行になっておりますが、これについても、法律の内容のみならず、その趣旨についても、国会における審議の会議録の抜粋を書簡に添付する形で周知を図つたり、また研究会等の機会を利用して立法の経緯や趣旨について説明するなど周知を図つてきているところでございます。今後もこういった取組を継続的に行って実務のサポートを行つていきたいというふうに考えているところでございます。

○桜内文城君 幾つか対処の仕方はあると思えます。今おっしゃったように、きっちり一般的な意味で法改正なりについてしっかりと研修を施す、あるいはその周知を図るといふことは是非最高裁判所の事務総局にもやっていただきたいです。また、それとともに、ここから先はやや立法論なので我々立法府の者が考えなくちゃいけないんですけども、やはり例えば事実認定の在り方とか、今の制度が全然駄目だと言つてもいいんですけども、先ほど申し上げたような、ある種、他の刑事事件を取り下げられてなくなったにもかかわらず、そのことを全く反映しないような事実認定が家庭裁判所でもなされた。こういったことがないようには手続をもうちょっとしっかりと定めていくですとか、それから、実際のこういった事例に際して、裁判官のやはり独立の範囲というものもしっかり限定していく必要があるんじゃないかと

と私は思っています。

なぜかという、一般の民事事件です。もちろん地方裁判所は一人で、裁判長一人で行うわけですけども、こういった家庭内に入っていくという、やはり担当の裁判官個人の意向というのか、家庭に対する思いとか、世間一般と懸け離れている場合があるので、今の一人制というのを家庭裁判所に関しては合議制にするとか、いろんなやり方はあるかと思えます。

もちろん、今申し上げたのは手続面あるいは裁判所の構成をどうするかということなので、これは立法論になりますので我々自身が考えなくちゃいけないんですけども、そういった工夫も凝らしていく必要があるかなというふうに思っております。

特に家庭裁判所ですね。家事事件というのは、結構そういった意味で、非訟事件ということもあつてかやや軽視、通常の民事事件に比べて軽視されている節もなくなっているんですけども、各個人、人間一人一人考えてみますと、民事事件というのは結局はお金で解決するものが多いと思っております。でも、家事事件の場合は、まさに人生の大変大きなお金に代えられないものについて裁判官が判断していく。より重い判断がなされていくわけですから、その当事者にとっては、そういった意味で、今のよう、ちょっと言い方は悪いんですけども、裁判官の独立が独善に陥らないような仕組みづくりを今後やはり検討していく必要があると思っております。最後、大臣に、今後の検討の方向性等についてお尋ねいたします。

○国務大臣(滝実君) 大変難しい問題を承りました。基本的には、先般、非訟事件法の改正であるとか、そんなことで議論をしたわけでございますけれども、今の問題はそれとあわせて議論してはいいテーマであつたかと思えます。いづれにいたしましても、御意見は承りましたので、その辺のところをよくよく意識した上で今後の課題とさせていただきます。

○桜内文城君 終わります。

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。

今日は、全面的国選付添人制度の実現を求めて質問をいたします。

少年事件での少年審判は、刑事事件とは違ひまらして、家庭裁判所が少年に対して後見的な役割を果たすことが基本になっております。一方、少年法十条では、少年及び保護者による付添人の選任を認めておりますが、この理由はどのようなことでしょうか。まず大臣、お願いします。

○国務大臣(滝実君) 基本的に少年の保護手続というのは、少年の健全な育成を目指す、これには異論がないわけでございます。そのために、少年の言わば意思を尊重して適正な審判を行えるような付添人を付けると、これが少年法の基本的な物の考え方だろと思っております。

○井上哲士君 適正な審判のためということがありますが、ですから大半は弁護士付添人ということになっております。

最高裁、来ていただいておりますが、この弁護士付添人の活動の内容や、その意義について、どのようにお考えでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(豊澤佳弘君) 答えを申し上げます。

少年審判は、職権主義的審問構造の下に、裁判官が非行事実を認定し、家庭裁判所調査官が非行の原因や少年の問題点等について行動科学の知見を生かして調査分析し、少年や保護者に対して、その結果明らかとなつた問題点に応じた働きかけや環境調整を行い、その上で、最終的に裁判官がその少年にとって最もふさわしい処遇の選択を行うと、こういうことを目的とした手続でございます。

そのような手続の中で、弁護士付添人は審判手続の協力者として、まず非行事実の認定に関しまして、少年の言い分を法律的に整理して裁判官に伝える活動を行っております。また、家庭裁判所調査官の調査分析によって明らかになつた少年や保護者の問題点に応じた働きかけや環境調整の

こういう御議論でございませうけれども、国の財政事情もなかなかそのところが難しいところがあります。ただ、この問題は、財政事情が課題だからこれはしばらく弁護士会でやってくださいというわけにはまいりませんけれども、いろんな事情があつてこのところは一歩踏み出せないというのが正直な現状でございます。

○井上哲士君 弁護士の方が月間四千二百円拠出してやっていらつしやるんですね。先ほど弁護士人口の話なんかもありましたが、なかなか皆さん厳しい中やつていらつしやるわけですよ。国の財政が厳しいからそこに依拠をするというのは、私はこの問題の重要性から考えるとかがかと思つてですね。

この被害者のお話もあつたんですが、現行の国選付添人制度の対象でない事件でも、家庭裁判所が弁護士を必要と考へて弁護士会に対してこの援助制度を使つて付添人を付けるというケースが増えてきているというふう聞いておるんですが、こういうケースがあるのか、ある場合はどういう理由でそうなつておるんでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(豊澤佳弘君) その点につきましては、正確な統計は把握しておりません。数値はありませんけれども、援助付添人制度によつて弁護士付添人が選任された事件の中には、家庭裁判所から選任依頼を行った事件が一定数あるというふうには認識しております。

どういふ場合であるかと申し上げますと、例えば、少年が非行事実を否認している事件であるとか、再行防止のために反社会的な組織からの離脱が必要である事件などにおいて付添人が付いていないという場合には、先ほど述べたような観点から、弁護士付添人の活動に期待して依頼することがあるというふうには認識しております。

○井上哲士君 それ自身がこの制度の重要性を示していると思ひますが、裁判所が付添人が必要だということに依頼をしているケースですら日弁連の援助制度に依拠しているというの、私はいかがかと思つてですね。これなどはすぐにでも国の

責任で付添人を付けるようにすべきだと考へますが、これはいかがでございましょうか。

○国務大臣(滝実君) この問題については、これまでやつぱりスピード感を持って対応しなきゃならぬということとは本委員会でも答弁を何度かお聞き取りいただいたと思ひます。

したがつて、今委員のおつしやるように、家庭裁判所が弁護士会に依頼するということもこれまた筋がやや不透明な感じもしますので、その辺のところも含めて検討を急がなければいけない、こういうふうには思ひます。

○井上哲士君 これはもう本当に、私は今おつしやつたように筋が通らないと思つてですね。ただ、それだけでいいのかということではありませんで、少なくともこの家裁送致後に置き去りにならないように、国選弁護士制度と同一の必要的弁護士事件まで対象を拡大することが必要だと思つてですね。

さらに、それだけではやつぱり不十分だと思ひます。先ほど、裁判所が付添人を必要と認めて援助制度を活用するというケースについて、かなりの一部分が虐待だということに聞いておるんですが、この虐待の場合に家裁送致後に少年院送致とか児童自立支援施設送致等の施設送致処分になつておるケースというのはどれぐらいの割合があるんでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(豊澤佳弘君) 平成二十三年の虐待保護事件の終局総人員、これは三百七十八という数字が出ておりますが、そのうち児童自立支援施設や少年院への送致と、そういう施設収容処分となつた人員の率は約三六%となつております。

○井上哲士君 私、手元にはこれ二〇一〇年の分しか持つていないんですが、恐喝や傷害よりもむしろ率が高いわけですね。ですから、つまり、事件の重大性ではなくて、やはり少年の状態によつてこの付添人の必要性というのが出てくると思つてですね。

発言では、事件の重大性ではなくて、累犯の窃盗の子とか、粗暴行為が収まらない子供の再犯を防止するために付添人の援助が必要だというふうに強調をされておられます。ですから、国選弁護士制度と同じところにまで拡大しても、この虐待という場合は落ちてくるわけですから、やはり事件の重大性にかかわらず付添人が必要になつてくるというところだと思つておられますが、この指摘については、ちよつと法務省、どのようにお考えですか。

○政府参考人(稲田伸夫君) 先ほどから大臣が申し上げておられますように、この少年法の付添人の関係につきましては、私もでも弁護士会を始めとする各界の方から意見交換会で御意見をちょうだいしているところでございます。その中で日弁連の出身の出席者の方からも今委員御指摘のような意見が示されたものというふうには認識しております。

この問題につきましては、虐待事件というものにつきましてどのように審判の在り方を考へるのかというふうな問題もあるかと思ひますけれども、いずれにいたしましても、今申し上げました意見交換会などを通じていろいろ多角的な御意見をちょうだいした上で検討していきたいというふうには考へておられます。

○井上哲士君 先ほど被害者のお話があつたんですが、一部には国選付添人が拡大したらバランスが取れなくなつて事実認定ができなくなるので検察官の関与も拡大すべきだというふうな意見もあるわけですが、しかし、元々検察官が認められる対象事件を重大事件に限定したのは、たとえ非行事実が争われたとしても、社会的に見て一定の重大事件にのみ検察官が関与するのが適当だというふうには考へたからのはずすんでね。さらに、その後、検察官の関与事件以外でも一定の重大事件については裁量的に国選付添人が付くということになりました。つまり、検察官関与と弁護士付添人というの、はそもそも一体のものではないはずなんですね。

最高裁に聞きますが、この検察官関与事件というの

うのは今、年間何件あるんでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(豊澤佳弘君) 平成二十三年の一般保護事件の終局総人員のうち、検察官関与決定のあつた人員は十九でございます。

○井上哲士君 昨年、先ほどの答弁でいいますと、同じ年の国選付添人の選任事件が三百七十八だつたと思つておられます。つまり、国選付添人が付いていない、そのほとんどは検察官関与の決定はされてないということなんですね。

国選付添人の範囲を拡大したらバランスが崩れて事実認定に問題が生じるということになりますと、今も相当バランスが崩れているということになるかと思つておられますが、検察官関与のない国選付添人選任事件が増えていくことで、バランスが崩れて事実認定に問題が生じていくというふうな事態があるんでしょうか。

○政府参考人(稲田伸夫君) 家庭裁判所の審判の在り方につきましては私もコメントするのはいかがかと存じますが、ただ、今御指摘のありました、その国選付添人を付した場合には検察官関与の範囲を拡大すべきではないかという御意見は、先ほど申し上げました改正少年法等に関する意見交換会におきまして被害者団体の方などから御意見が出ておるというふうには承知しているところでございます。この点につきましては、慎重に検討してまいりたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(豊澤佳弘君) 弁護士付添人が選任されている一方で検察官の関与がないという事件におきまして、これまでのところ、事件の関係者等から審理のバランスを欠いているといった批判があつたというふうには承知いたしております。

○井上哲士君 日弁連の援助制度で弁護士付添人がもう年間七千件以上あるわけですが、こういう事件においても、同じようにそのバランスが崩れて問題が生じているということがないという認識でよろしいでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(豊澤佳弘君) そこら辺

りについての声は聞こえてきていないと、関係者からの声は聞こえてきていないところまででございます。

○井上哲士君 ですから、国選付添人を拡充するならば検察官関与を拡充すべきであるということについて、私は、そもそも少年法の構造上も、現実的に今起こっている審判の状況からいっても、およそ立憲法事はないだろうと思うんですね。ただ、先ほど言われましたように、意見交換会で被害者の会の方から、少年によりたくさんの弁護士が付くようになると被害者が忘れられる存在になつて不信感を持つ審判になる等々声が出ております。これは非常に十分に受け止める必要があると思つておられます。

同じ意見交換会でも、いわゆる被害者援助に ついてのこともありました。日弁連は、被害者法律 援助制度についても、今、法テラスに依拠してやっ ているわけですが、これ自体もむしろ国の 費用でやるように拡充するべきだということを 言われております。今の制度でいいますと、どう しても一回目については相談者の持ち出しになる ということになっておまして、私は被害者の皆 さんのそういう意見を聞くとするならば、こうい う被害者の援助制度を必要ならば拡充をしていく と、こういうことが大事だと思つておられます。 この点、大臣のお考えはいかがでしょう。

○国務大臣(滝実君) 今、委員と最高裁の意見の 交換あるいは法務省の刑事局長との意見の交換を 拝聴いたしておりますと、やはりこれは意見交換 会においても少し実態をきちんと整理した上で 判断をすべき問題かと、こういう感じがいたし ます。現実には、家庭裁判所が日弁連に依頼して いる実態、どういふような中身かというの当事 者はもちろんよく承知の上だと思つておられま しても、将来的には、まだまだそこところはきちん と徹底をしていない感じがありますので、そんな ことも踏まえながら検討をしてみたいと思つて おります。

したように、弁護士付添人の活動というのは、少 年自身にとつても、そして被害者にとつても、そ れから社会にとつても非常に有益な活動をしてい るわけでありまして、そういうことをよく関係者 にも御理解を広げながら、国民的にも理解も広げ ながら、急いで是非この制度の実現をお願いした いと思つておられます。

以上、終わります。

○委員長(西田実仁君) 本日の調査はこの程度に とどめます。

○委員長(西田実仁君) この際、委員の異動につ いて御報告いたします。

本日、桜内文城君が委員を辞任され、その補欠 として上野ひろし君が選任されました。

○委員長(西田実仁君) 裁判所法の一部を改正す る法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。滝 実大臣。

○国務大臣(滝実君) 裁判所法の一部を改正する 法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、司法修習生がその修習に専念す ることを確保するための修習資金を国が貸与する 制度について、修習資金を返還することが経済的 に困難である場合における措置を講ずるものであ りまして、その内容は、最高裁判所は、修習資金 の貸与を受けた者について修習資金を返還するこ とが経済的に困難である事由として最高裁判所の 定める事由があるときは、その返還の期限を猶予 することができるようになるものであります。

政府といたしましては、以上を内容とする法律 案を提出した次第ですが、衆議院において、以上 の内容を含む法律案の全部について修正が行われ ております。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くだ さいますようお願いいたします。

○委員長(西田実仁君) この際、本案の衆議院に おける修正部分について、修正案提出者衆議院議

員辻惠君から説明を聴取いたします。辻惠君。

○衆議院議員(辻惠君) ただいま議題となりまし た裁判所法の一部を改正する法律案に対する衆議 院における修正につきまして、その趣旨及び概要 を御説明申し上げます。

司法修習生に対する経済的支援については、昨 年十月末までの給費制の延長措置が終了し、昨年 十一月より、修習資金を貸与する制度が適用され ているところであります。本修正は、この制度 について、政府原案と同様に裁判所法の一部を改 正し、修習資金を返還することが経済的に困難で ある場合における措置を講じております。

他方で、法曹の養成を取り巻く現在の状況を見 ますと、司法修習を終えた者の社会の様々な分野 への進出が進んでいないほか、法科大学院志願者 数の減少、司法試験合格者の低迷等の状況が生じ ており、法曹の養成に関する制度全体について速 やかに見直しを行うことが急務となっております。

本修正は、このような状況に鑑み、新たに、法 科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する 法律の一部を改正し、国民の信頼に足る法曹の養 成に関する制度について、当初予定された平成二 十五年四月以降を待たず、この法律の施行後一年 以内に学識経験を有する者等により構成される合 議制の組織の意見等を踏まえつつ検討を加えて一 定の結論を得た上、速やかに必要な措置を講ずる ものとしております。また、裁判所法の一部を改 正し、修習資金を貸与する制度については、この 検討において、司法修習生に対する適切な経済的 支援を行う観点から、法曹の養成における司法修 習生の修習の位置付けを踏まえつつ、検討が行わ れるべきものとしております。

以上が、衆議院における修正の趣旨及び概要で あります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(西田実仁君) 以上で趣旨説明及び衆議 院における修正部分の説明の聴取は終わります。

た。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日 はこれにて散会いたします。

午後三時三分散会

六月十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、公正な証拠開示の法制化に関する請願(第 一四六一号)(第一四六二号)(第一四六三号)

一、治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制 定に関する請願(第一四六四号)

一、公正な証拠開示の法制化に関する請願(第 一四八〇号)

一、民法の差別的規定の廃止・民法改正を求め ることに関する請願(第一四九二号)(第一四 九三三号)(第一四九四号)(第一四九五号)(第一 四九六号)(第一四九七号)

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署及び 少年院施設の増員に関する請願(第一五四三 号)

第一四六一号 平成二十四年六月一日受理

公正な証拠開示の法制化に関する請願

請願者 岡山市北区岡南町一ノ一三ノ二二 古賀達矢 外三万八千四百七十一 名

紹介議員 又市 征治君

この請願の趣旨は、第九五号と同じである。

第一四六二号 平成二十四年六月一日受理

公正な証拠開示の法制化に関する請願

請願者 広島県福山市千田町一ノ二二ノ一 九 松浦千玲 外四万四千四百七十 六名

紹介議員 吉田 忠智君

この請願の趣旨は、第九五号と同じである。

第一四六三号 平成二十四年六月一日受理

公正な証拠開示の法制化に関する請願

請願者 宮崎県日向市財光寺五、二四四ノ

一 河野由紀 外三万八千二百四
十名

この請願の趣旨は、第九五号と同じである。

第一四六四号 平成二十四年六月一日受理
治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に
関する請願

請願者 滋賀県大津市あかね町二ノ六 塚

本昌子 外二百三十四名
紹介議員 林 久美子君

この請願の趣旨は、第一〇三五号と同じである。

第一四八〇号 平成二十四年六月一日受理
公正な証拠開示の法制化に関する請願

請願者 広島県安芸郡府中町茂陰二ノ二ノ

二四 田中裕之 外四万千六百六
十六名

紹介議員 福島みずほ君

この請願の趣旨は、第九五号と同じである。

第一四九二号 平成二十四年六月五日受理
民法の差別的規定の廃止・民法改正を求めること
に関する請願

請願者 京都市左京区岩倉長谷町二三〇ノ
六三 谷垣美菜子 外五百四十三
名

紹介議員 井上 哲士君
夫婦別姓での婚姻が認められないため、望まぬ
改姓や事実婚や通称使用などによる不利益・不都
合を強いられる人が多数いる。氏名権は個人の権
利であり、男女平等と基本的人権を掲げた憲法に
基づく社会制度の確立が求められている。婚姻の
際に夫婦別姓を選択することや、婚姻後の届出に
より別姓夫婦となれるような法整備が必要である。
法制審議会は一九九六年に選択的夫婦別姓の
導入などを含む民法改正要綱を答申しており、女
性十六歳・男性十八歳という婚姻最低年齢の差異

や女性にのみ再婚禁止期間がある男女差別の解
消、婚外子の相続差別の廃止、離婚後三百日以内
の出生子を前夫の子と推定する第七百七十二条の
改正も緊急の課題である。二〇〇九年の国連女性
差別撤廃委員会「総括所見」は、民法及び戸籍法
に存在するこれらの差別的規定を具体的に指摘
し、「女性差別撤廃条約締結国の義務は、世論調
査の結果のみに依存するのではなく、本条約の規定
に沿って国内法を整備すること」と、差別的規定
の廃止を再度要請している。この勧告は総括所見
のフォローアップ項目とされ、日本政府は二〇一
一年八月にその実施に関する追加報告を提出し
た。委員会の審査の結果、民法及び戸籍法改正法
案の閣議決定がされなかったため、勧告は「一部
履行」と判断され、政府は、改正法案に関する追
加情報を一年以内に提出することを再勧告され
た。一年後の追加報告でも進展がなければ、日本
は条約履行の意思の有無を問われることになる。
国際人権（自由権）規約委員会や国連子どもの権
利委員会、国連人権理事会も、日本の婚外子差別
は平等原則に反するという勧告を出しており、民
法の差別的規定の廃止・民法改正をこれ以上先延
ばしすることは許されない。

ついで、次の事項について実現を図りたい。
一、民法の差別的規定の廃止・民法改正を行うこ
と。

第一四九三号 平成二十四年六月五日受理
民法の差別的規定の廃止・民法改正を求めること
に関する請願

請願者 京都市北区紫竹西北町一六ノ二〇
二 成宮未希子 外五百四十三名
紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一四九二号と同じである。

第一四九四号 平成二十四年六月五日受理
民法の差別的規定の廃止・民法改正を求めること
に関する請願

請願者 仙台市太白区緑ヶ丘三ノ二六ノ九

千葉睦子 外五百四十三名
紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一四九二号と同じである。

第一四九五号 平成二十四年六月五日受理
民法の差別的規定の廃止・民法改正を求めること
に関する請願

請願者 東京都葛飾区金町三ノ四二ノ六
奥谷陽子 外五百四十三名
紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第一四九二号と同じである。

第一四九六号 平成二十四年六月五日受理
民法の差別的規定の廃止・民法改正を求めること
に関する請願

請願者 埼玉県羽生市本川俣九二六ノ二八
岡田京子 外五百四十三名
紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一四九二号と同じである。

第一四九七号 平成二十四年六月五日受理
民法の差別的規定の廃止・民法改正を求めること
に関する請願

請願者 香川県丸亀市郡家町一、二〇八ノ
六 片岡勇正 外五百四十三名
紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一四九二号と同じである。

第一五四三号 平成二十四年六月七日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署及び少年院
施設の増員に関する請願

請願者 兵庫県洲本市五色町鮎原神陽六〇
〇ノ三四八 青木幸造 外四百九
十九名
紹介議員 石井 一君

この請願の趣旨は、第二二九四号と同じである。

第一五六一号 平成二十四年六月八日受理
治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に
関する請願

請願者 岡山市北区中井町一ノ五ノ四六
足立郁子 外千四百九十九名
紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一〇三五号と同じである。

第一五六二号 平成二十四年六月八日受理
警察・検察の取調べの全面可視化及び検察の手持
ち証拠の全面開示に関する請願

請願者 京都市西京区川島有栖川町一八ノ
一 大橋恭子 外百七十九名
紹介議員 市田 忠義君

無実の人が罪に陥られる冤罪事件ほど、重大
な人権侵害はない。一九八〇年代にはいわゆる死
刑再審四事件で、死刑の恐怖におびえ続けた四人
の死刑囚が再審無罪となり、生還した。近年も、
志布志事件、氷見事件、足利事件、布川事件など、

一、治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制
定に関する請願(第一五六一号)
一、警察・検察の取調べの全面可視化及び検察
の手持ち証拠の全面開示に関する請願(第一
五六二号)(第一五六三号)(第一五六四号)(第
一五六五号)(第一五六六号)
一、児童買春・児童ポルノ禁止法改正問題に関
して、拙速を避け、極めて慎重な取扱いを求
めることに関する請願(第一七二七号)
一、治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制
定に関する請願(第一七二七号)(第一七二八
号)
一、民法を改正し、選択的夫婦別氏制度を導入
することに関する請願(第一七七八号)
一、治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制
定に関する請願(第一七九五号)
一、法務局、更生保護官署、入国管理官署及び
少年院施設の増員に関する請願(第一七九六
号)

六月十八日本委員会に左の案件が付託された。

冤罪事件が相次ぎ明らかになっており、冤罪は決して過去のものではなく、今も起きている。多くの冤罪事件に共通していることは、(一)取調べ室という密室で「自白」を強要され、作成されたその自白調書が有罪の証拠とされている(二)無罪の証拠など検察に不利な証拠が隠されて、法廷に出されない、ことである。二〇〇九年から国民が裁判官と共に刑事裁判に当たる裁判員裁判が始まったが、現状のままでは、裁判員も含め冤罪づくりに加担させられることも危惧される。また、最近では郵便不正事件に関わる、厚生労働省元局長の冤罪事件、大阪地検特捜部主任検事による証拠改ざん事件が発覚した。元局長の裁判では、検察の筋に合うように関係者にその供述を強要したことが明らかになり、無罪となった。また、大阪地検の改ざん問題では、弁護士に開示されていた他の証拠から改ざんの事実が明らかになった。ここでも、密室での取調べの全面可視化と、証拠の改ざんを防止するために検察の手持証拠の全面開示の必要性が明らかになった。

二、検察が持っている全ての証拠(検察にとって不利な証拠を含む)を裁判に先立ち、弁護人に開示するよう法律を改正すること。

第一五六三号 平成二十四年六月八日受理
警察・検察の取調べの全面可視化及び検察の手持証拠の全面開示に関する請願
請願者 札幌市手稲区曙六条二ノ五ノ六 伊藤直敏 外百七十九名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第一五六二号と同じである。
第一五六四号 平成二十四年六月八日受理

警察・検察の取調べの全面可視化及び検察の手持証拠の全面開示に関する請願
請願者 千葉県東金市田間八四ノ四 奥幸子 外百七十九名
紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第一五六二号と同じである。

第一五六五号 平成二十四年六月八日受理
警察・検察の取調べの全面可視化及び検察の手持証拠の全面開示に関する請願
請願者 札幌市手稲区曙七条二ノ一〇ノ一 八 成田明 外百七十九名
紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第一五六二号と同じである。

第一五六六号 平成二十四年六月八日受理
警察・検察の取調べの全面可視化及び検察の手持証拠の全面開示に関する請願
請願者 兵庫県朝来市山東町塩田五二五 山下俊博 外百七十九名
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第一五六二号と同じである。

第一七二六号 平成二十四年六月十二日受理
児童買春・児童ポルノ禁止法改正問題に関して、拙速を避け、極めて慎重な取扱いを求めることに関する請願
請願者 山口県山陽小野田市北竜王町一六ノ二九 宗安力 外二名
紹介議員 森田 高君
この請願の趣旨は、第一〇三三三号と同じである。

第一七二七号 平成二十四年六月十二日受理
治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願
請願者 東京都江戸川区南小岩四ノ四ノ二 政木省三 外九百九十九名
紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第一〇三五五号と同じである。

第一七二八号 平成二十四年六月十二日受理
治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願
請願者 岡山県倉敷市水島南春日町九ノ六 平井昭夫 外九百九十七名
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第一〇三五五号と同じである。

第一七七八号 平成二十四年六月十二日受理
民法を改正し、選択的夫婦別氏制度を導入することに関する請願
請願者 川崎市麻生区万福寺三ノ九ノ一二 小島みどり 外百四十二名
紹介議員 福島みずほ君
家族の形態やライフスタイルは多様化し、婚姻や家族の役割などに対する個人の考え方や意識も大きく変化している。また、女性の社会参画が進む中、婚姻による改氏によって不利益を被るものは多くの場合女性であるため、氏を変えたくないと考ええる人が増えている。憲法第二十四条では、家庭生活における個人の尊厳と両性の本質的平等がうたわれている。人権が最大限に尊重され、自由と平等が保障される豊かな社会を構築するためには、氏の決定においても個人の自由意思をできるだけ尊重し、選択の幅が広く許容される制度が必要である。

第一七九五号 平成二十四年六月十二日受理
治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願
請願者 新潟市中央区水道町一ノ五、九三 柴田秀嗣 外一万三百

三十二名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第一〇三五五号と同じである。

第一七九六号 平成二十四年六月十二日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願
請願者 福井県坂井市春江町中筋二七ノ一 〇 高山雄次 外八千九百二十六名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第一二九四号と同じである。

六月十九日日本委員会に左の案件が付託された。
一、裁判所法の一部を改正する法律案(第七十九回国会提出、衆議院継続審査)

裁判所法の一部を改正する法律案
(小字及び一は衆議院修正)
及及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律
裁判所法の一部を改正する法律
(裁判所法の一部改正)

第一条 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。
第六十七条の二第三項中「なつたとき」の下に「、又は修習資金の貸与を受けた者について修習資金を返還することが経済的に困難である事由として最高裁判所の定める事由があるとき」を加える。

附則に次の一項を加える。
第六十七条の二第二項の修習資金の貸与については、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(平成十四年法律第三十九号)附則第二条の規定による法曹の養成に関する制度についての検討において、司法修習生に対する適切な経済的支援を行う観点から、法曹の養成における司法修習生の修習の位置付けを踏まえつつ、検討が行われるべきものとする。
(法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部改正)

第一条 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律

(平成十四年法律第百三十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中、「この法律の施行後十年を経過した場合において」を削り、「勘案し」の下に「国民の信頼に足る」を加え、「検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の」を、「学識経験を有する者等により構成される合議制の組織の意見等を踏まえつつ、裁判所法及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号)の施行後一年以内に検討を加えて一定の結論を得た上、速やかに必要な」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、第一条中裁判所法第六十七条の二第三項の改正規定は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

第三部

法務委員会会議録第八号

平成二十四年六月十九日

【参議院】

平成二十四年七月二日印刷

平成二十四年七月三日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

P